

**XI.アメリカ合衆国**  
**(United States of America)**

---



<目次 ～アメリカ～>

第1章	金融制度概要	3
1.	金融機関の種類	3
(1)	銀行の業態	3
(2)	銀行免許制度	3
2.	監督官庁と指導体制	4
(1)	総論	4
(2)	ドッド・フランク法とリテール金融	6
(3)	CFPBをめぐる動き	8
(4)	Debanking 問題	9
(5)	家計債務問題	10
(6)	気候リスク管理原則の撤回	10
3.	アメリカの金融制度の特徴	11
4.	預金保険制度の枠組み	11
第2章	郵便貯金の概要	12
1.	設立から廃止までの沿革概要	12
2.	米国郵便事業庁 (USPS) の概要	13
3.	最近の郵便貯金を巡る動向	15
(1)	「Providing Non-Bank Financial Services for the Underserved」 (金融弱者へのノンバンク金融サービスの提供) 白書 (2014年1月27日公表)	16
(2)	レポート「The Road Ahead for Postal Financial Services (今後の郵便金融サービス)」 (2015年5月21日公表)	17
(3)	近年の議会動向	19
(4)	「Executive Order on the Task Force on the United States Postal System (USPS タスクフォースに関する大統領令)」 (2018年4月12日公表)	21
(5)	「U. S. Postal Service: Congressional Action Is Essential to Enable a Sustainable Business Model (USPS: 事業継続には議会の介入が不可欠)」 (2020年5月7日公表)	22
(6)	「U.S. Postal Service Primer: Answers to Key Questions about Reform Issues (USPS 入門: 改革に向けた主要な問題への回答)」 (2021年9月23日公表)	23
(7)	「U.S. Postal Service: Better Incorporating Leading Practices for Project Management Could Benefit Strategic Plan Implementation (USPS: (GAO が推奨する) プロジェクト管理の優れた実践基準をより着実に取り入れることにより、戦略計画の実施をさらに推進できる可能性がある)」 (2023年7月20日公表)	23
(8)	米国議会における最近の動き	24
第3章	民間リテール金融機関の概要	25
1.	JP モルガン・チェース	25
(1)	総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	25
(2)	預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	26
(3)	提供商品	27

(4) 子会社、関連会社への出資状況.....	27
(5) ESG投資.....	27
(6) TCFD提言への対応.....	28
(7) その他.....	29
第4章 最近の金融動向と今後の展望.....	30
1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向.....	30
(1) フィンテックの動向.....	30
(2) キャッシュレス化の状況.....	33
(3) モバイル決済の動向.....	34
(4) リテール決済に関する法規制の状況.....	35
(5) リテール金融機関の顧客接点におけるDX.....	37
(6) インターネット専業銀行.....	38
(7) デジタル通貨導入に向けた動き.....	40
(8) GENIUS法の成立.....	42
(9) IT人材の育成・活用状況.....	43
(10) 生成AIの活用状況.....	43
2. 金融包摂の動向.....	45
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策.....	45
(2) 金融包摂政策における国、自治体、銀行の関わり.....	46
(3) 提供される金融商品・サービス.....	48
(4) 金融アクセスの実態.....	49
(5) 政策評価と方向性.....	50
(6) 米国の金融教育.....	52
3. その他.....	53
(1) 顧客データを活用したビジネス動向.....	53
(2) 高齢化対策（高齢者向けの新たな商品・サービスの動向を含む。）.....	53
第5章 参考.....	55
1. リテール拠点における感染症対策.....	55
<出所資料一覧>.....	56

<略語集>

略語	原語（英語）	日本語訳
CFPB	Consumer Financial Protection Bureau	消費者金融保護局
CRA	Community Reinvestment Act	地域再投資法
CUNA	Credit Union National Association	信用組合全国協会
FDIC	Federal Deposit Insurance Corporation	連邦預金保険公社
FFIEC	Federal Financial Institutions Examination Council	連邦金融機関検査協議会
FRB	Federal Reserve Board	連邦準備制度理事会
FSOC	Financial Stability Oversight Council	金融安定監督協議会
GSE	Government Sponsored Enterprises	政府系住宅金融機関
IRS	Internal Revenue Service	米国内国歳入庁
NCUA	National Credit Union Administration	全国信用組合管理庁
NCUSIF	National Credit Union Share Insurance Fund	全米信用組合預金保険基金
OCC	Office of the Comptroller of the Currency	通貨監督庁
OIG	Office of Inspector General	監察総監室
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局
OTS	Office of Thrift Supervision	貯蓄金融機関監督庁
S&L	savings and loan associations	貯蓄貸付組合
SPNB	Special Purpose National Bank	特別目的国法銀行
USPS	United States Postal Service	米国郵便事業庁

1 ドル= 153.18 円（2026年2月17日）

## 第1章 金融制度概要

米国の金融機関は、連邦政府又は州政府により免許が付与される。連邦政府による免許付与の場合、商業銀行や連邦貯蓄銀行の根拠法は国法銀行法（National Bank Act）である。その他、連邦貯蓄貸付組合の根拠法は住宅所有者向け貸付法、信用組合の根拠法は信用組合法である。

州政府による商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合への免許付与は、各州の州法に基づいて行われる。

### 1. 金融機関の種類

#### (1) 銀行の業態

米国では個人が預金口座を開設できる預金取扱金融機関（depository institutions）として、①商業銀行（commercial banks）、②貯蓄金融機関（savings institutions: saving banks, savings and loan associations, S&L）、③信用組合（credit unions）がある。

米国連邦金融機関検査協議会（Federal Financial Institutions Examination Council, FFIEC）の国家情報センター（NIC）によれば、これら金融機関は次のように特徴づけることができる<sup>1</sup>。商業銀行は、株式会社形態をとる利益団体であり、様々な貸出を行う金融機関である。貯蓄金融機関の内、貯蓄銀行は利子付き貯蓄の提供による貯蓄促進を目的とし、S&Lは主として個人からの貯蓄を受け入れ、それを主として住宅ローンの貸出に向ける金融機関である。信用組合は、共通の関係性を有する個人による協働組織である。なお、貯蓄金融機関と信用組合を合わせてスリフト（thrifts）と呼ぶ。

総資産は商業銀行が一番大きく、**23兆8,000億ドル**となっており、金融機関全体の**87.0%**を占める。貯蓄金融機関は**1兆1,800億ドル**（全体の**4.3%**）、信用組合は**2兆3,800億ドル**（**8.7%**）である（**2025年6月末**）<sup>2,3</sup>。

金融機関数は全体で**8,908行**である。内訳として、商業銀行**3,984行**、貯蓄金融機関**554**、信用組合**4,370組合**である（**2025年6月末**）<sup>4,5</sup>。**2023年6月末**時点で、金融機関数の合計は**9,218行**であったが、規制緩和や経営効率化の流れを受けて合併が進み、金融機関数は長期的に見て減少傾向にある。

#### (2) 銀行免許制度

米国では連邦政府又は州政府が金融機関に免許（charter）を交付しており、各業態には連邦法に基づいて設立された金融機関と州法によって設立された金融機関が存在する。

<sup>1</sup> <https://www.ffiec.gov/nicpubweb/content/help/institution%20type%20description.htm>

<sup>2</sup> 連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC), "Statistics At A Glance" (閲覧日: 2025年9月29日)

<sup>3</sup> 全国信用組合管理庁(NCUA), "QUARTERLY CREDIT UNION DATA SUMMARY: 2025 Q2" (閲覧日: 2025年9月29日)

<sup>4</sup> FDIC, "Statistics At A Glance" (閲覧日: 2025年9月29日)

[https://www.fdic.gov/analysis/quarterly-banking-profile/statistics-at-a-glance/2023 dec /industry.pdf](https://www.fdic.gov/analysis/quarterly-banking-profile/statistics-at-a-glance/2023%20dec/industry.pdf)

<sup>5</sup> NCUA, "QUARTERLY CREDIT UNION DATA SUMMARY: 2025 Q2" (閲覧日: 2025年9月29日)

図表 1: 預金口座を開設できる米国の金融機関の業態分類 (2024 年 12 月末)

業 態	銀行数 (シェア)	総資産 (シェア)	根拠法(注 1)	特 徴
商業銀行 (Commercial banks)	3,984 (44.7%)	23 兆 8,000 億ドル (87.0%)	国法銀行法 州法	個人向け金融商品を網羅的に提供するが、事業会社向けの貸出が中核である。
貯蓄金融機関 (savings institutions)	554 (6.2%)	1 兆 1,800 億ドル (4.3%)	国法銀行法 (連邦貯蓄銀行) 住宅所有者向け貸付法 (連邦貯蓄貸付組合) 州法	住宅ローンを中心とする。商業銀行より小規模。貯蓄銀行、貯蓄貸付組合に分類される。
信用組合(注 2) (credit unions)	4,370 (49.1%)	2 兆 3,800 億ドル (8.7%)	連邦信用組合法 州法	労働組合や大学の学生・職員など、限定された利用者にサービスを提供する非営利団体であり。個人向け小口貸出などを提供する。
合 計	8,908	27 兆 3,600 億ドル		

(注 1) 米国の金融機関は連邦政府か州政府のいずれかにより免許が交付される。

(注 2) 信用組合の数字には、プエルトリコ (バージン諸島含む)、グアム、アメリカン・サモアの信用組合が含まれている他、海軍信用組合も含まれる。

(注 3) 上記統計には外国銀行の米国支店 (U.S. Branches of Foreign Banks) の係数は含まれない。

(出所) 連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation : FDIC), “Statistics At A Glance” (閲覧日: 2025 年 9 月 29 日)  
全国信用組合管理庁(NCUA), “QUARTERLY CREDIT UNION DATA SUMMARY: 2025 Q2” (閲覧日: 2025 年 9 月 29 日)

商業銀行は、連邦法である国法銀行法に基づいて設立された国法銀行 (national banks) と、州法に基づいて設立された州法銀行 (state banks) に分けることができる。国法銀行はバンク・オブ・アメリカ (Bank of America) 等、州法銀行はフリーモント銀行 (Fremont Bank) 等が主な銀行として挙げられる。

貯蓄金融機関は前述の通り、貯蓄銀行と S&L の総称であるが、免許交付の主体に応じて、連邦政府が連邦法に基づき免許を交付する「連邦貯蓄金融機関 (federal savings institutions)」と、州政府が州法に基づき免許を交付する「州貯蓄金融機関 (state savings institutions)」に分類することもできる。

信用組合は、連邦法である連邦信用組合法 (Federal Credit Union Act) に基づいて連邦免許が交付される連邦信用組合と、州法に基づいて免許が交付される州法信用組合で構成されている。

## 2. 監督官庁と指導體制

### (1) 総論

米国の預金取扱金融機関 (商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合) は、連邦法 (国法) か州法のいずれかにより設置され、それぞれ連邦政府もしくは州政府が銀行免許の交付と監督を行っている。この仕組みを「二元銀行制度」 (dual banking system) もしくは「二元制度」 (dual system) と言う<sup>6</sup>。

主たる監督当局は次の通りである。国法銀行・貯蓄金融機関の場合は、通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency, OCC) である。

州法銀行のうち、連邦準備制度に加盟している銀行 (いわゆる FRS 加盟銀行、member

<sup>6</sup> 米国議会調査サービス (Congressional Research Service, CRS) “Who Regulates Whom? An Overview of the U.S. Financial Regulatory Framework” (2023 年 10 月 13 日更新版) <https://fas.org/sgp/crs/misc/R44918.pdf>

banks) は連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board、FRB) が主たる監督当局となる<sup>7</sup>。州法貯蓄金融機関と、FRB 加盟銀行ではない州法銀行の場合は、連邦預金保険公社 (FDIC) である。なお、米国の商業銀行のうち約 3 分の 1 にあたる 1,420 行が連邦準備加盟銀行であり、そのうち 701 行が州法銀行である (2022 年 12 月末)<sup>8</sup>。

国法に基づく信用組合、もしくは連邦保証付き預金を提供する信用組合は、全国信用組合管理庁 (National Credit Union Administration、NCUA) が主たる監督当局となる。なお連邦保証付き預金のための保険基金は、FDIC とは別に NCUA が管理する。

米国で事業を営む外国銀行は FRB または OCC が主たる監督当局となる。

このように預金金融機関には主たる監督当局が存在するが、国法銀行、州法銀行、及び貯蓄金融機関は付保預金を提供することによって、FDIC の監督対象にもなっている。

なお、2010 年に制定された「ドッド・フランク ウォール街改革・消費者保護法」(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、通称：ドッド・フランク法) 以前は、貯蓄金融機関の主たる監督当局は、貯蓄金融機関監督庁 (Office of Thrift Supervision、OTS) であった。

貯蓄金融機関を巡る監督体制の変更は、時間の経過と共に、当初想定されていた目的からかけ離れた監督体制が出来上がってしまう教訓を示している。貯蓄金融機関の免許は、もともと、住宅ローンの貸出に特化するといった点で銀行免許と大きく異なるものだったが、貯蓄金融機関に対する規制は徐々に緩和され、大規模かつ複雑な貯蓄金融機関持ち株式会社と銀行持ち株式会社の違いがほとんど消える状況をもたらした。こうした動きや、1980 年代に発生した S&L 危機及び 2008 年の国際金融危機を受けて、政策当局者らの間では、貯蓄金融機関に対する監督体制の見直しが急務となったのである。

ドッド・フランク法の制定を受け、2011 年 7 月 21 日に OTS は廃止され、OCC に統合されるとともに、連邦貯蓄金融機関に関する貯蓄金融機関監督庁の監督業務は全て OCC の元で一元化されることとなった<sup>9</sup>。また、州貯蓄金融機関に関する貯蓄金融機関監督庁の監督業務は FDIC に引き継がれることとなった<sup>10</sup>。これらの措置により、貯蓄金融機関は銀行と同様の基準で監督に服することになる等<sup>11</sup>、実態に即した監督のあり方が実現することとなった。

信用組合の主たる監督当局である NCUA については、ドッド・フランク法によっても特段の組織変更がなされることはなかったが、従来からの組織の枠組みは維持しつつ、2008 年以降の金融危機により生じた諸問題に引き続き対応することに注力している。具体的には、安全で健全性のある信用組合制度の確保、全ての個人を対象とした信用組合の利用の促進、強力で独立性のある全米信用組合預金保険基金 (National Credit Union Share Insurance Fund、NCUSIF) の保持、透明性があり効果的な規制環境の構築、多様性を有し適切な訓練を受けた職員の育成といった取り組みを行っている<sup>12</sup>。

<sup>7</sup> 実際に監督業務を行うのは、銀行の本拠所在地を所管している連邦準備銀行である。また、連邦準備制度に加盟することで、これらの州法銀行は本店所在地を所管する連邦準備銀行の株式を保有し、連邦準備銀行の運営委員会のメンバーを選任する権利を取得する。

<sup>8</sup> 連邦準備制度理事会 (FRB) “Annual Report 2022” (閲覧日：2024 年 5 月 24 日)

<https://www.federalreserve.gov/publications/2022-ar-supervision-and-regulation.htm>

<sup>9</sup> 通貨監督庁 (OCC) 「Office of Thrift Supervision Integration; Dodd-Frank Act Implementation」

<sup>10</sup> 連邦預金保険公社 (FDIC) 「アニュアルレポート (2011 年)」 p.39

<sup>11</sup> 通貨監督庁 (OCC) 「OCC Issues Final Rule to Implement Provisions of the Dodd-Frank Act」

<sup>12</sup> 全国信用組合管理庁 (NCUA) 「アニュアルレポート (2011 年)」 p.2

<https://ncua.gov/files/annual-reports/AR2011.pdf>

図表 2: 米国における銀行等の監督当局

金融機関の分類 (監督の視点)			監督主体		監督に関する主要法規
業態	根拠法	連邦準備制度加盟状況	連邦レベル	州レベル	
商業銀行 commercial bank	国法銀行法	加盟	通貨監督庁(OCC)	—	連邦準備法・金融規制改革法
	州法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB)	各州銀行局	連邦準備法・金融規制改革法・州法
		非加盟	連邦預金保険公社(FDIC)	各州銀行局	金融規制改革法・州法
外国銀行 foreign bank	国法銀行法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB) 通貨監督庁(OCC)	—	国際銀行法・外国銀行監督強化法
	州法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB)	各州銀行局	国際銀行法・外国銀行監督強化法・州法
貯蓄金融機関 saving institutions	国法銀行法	加盟不可	通貨監督庁(OCC)	—	連邦準備法・金融規制改革法
	州法	加盟不可	連邦預金保険公社(FDIC)	各州当局	連邦準備法・州法
信用組合 credit union	国法銀行法	加盟不可	全国信用組合管理庁(NCUA)	—	信用組合法
	州法	加盟不可	—	各州当局	信用組合法・州法
外国銀行 在米支店 branches of foreign banks	国法銀行法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB) 通貨監督庁(OCC)	—	国際銀行法・外国銀行監督強化法
	州法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB) 連邦預金保険公社(FDIC) (※保険対象支店のみ)	各州当局	国際銀行法・外国銀行監督強化法・州法

(注) デラウェア州、サウスダコタ州、ワイオミング州の州法は信用組合の設立を許可しておらず、この3州で運営されている信用組合は全て連邦政府から免許を交付されている。

(出所) 米国議会調査サービス “Who Regulates Whom? An Overview of U.S. Financial Supervision”、米国財務省 “Who Regulates My Bank?”、National Association of State Credit Union Supervisors “site map”、Federal Register “Transfer and Redesignation of Certain Regulations Involving State Savings Associations Pursuant to the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010”<sup>13</sup>を基に作成

## (2) ドッド・フランク法とリテール金融

ドッド・フランク法第 10 章第 1011 条に基づき、連邦準備制度 (Federal Reserve System) の一部として消費者金融保護局 (Consumer Financial Protection Bureau, CFPB) が新たに設立された。これにより、連邦レベルの消費者金融保護に関する金融規制監督当局が一元化された。消費者金融保護局には、予算権や規則制定権の独立性が付与されており、総資産が 100 億米ドルを超える大手銀行 (商業銀行・貯蓄金融機関) 及び信用組合に対しては、消費者金融保護局が消費者金融関連の連邦法に関して第一次的な執行権限を有することになった。なお、消費者金融保護局が管轄する 18 の連邦法は以下の通りである (ドッド・フランク法第 1002 条)。

- Alternative Mortgage Transaction Parity Act of 1982
- Consumer Leasing Act of 1976

<sup>13</sup><http://www.federalregister.gov/articles/2011/08/05/2011-18276/transfer-and-redesignation-of-certain-regulations-involving-state-savings-associations-pursuant-to>

- Electric Fund Transfer Act（但し、第 920 条を除く）
- Equal Credit Opportunity Act
- Fair Credit Billing Act
- Fair Credit Reporting Act（但し、第 615 条(e)項及び第 628 条を除く）
- Home Owners Protection Act of 1998
- Fair Debt Collection Practice Act
- Federal Deposit Insurance Act（但し、第 43 条(b)項～(e)項までのみ管轄）
- Gramm-Leach-Bliley Act  
（但し、第 502 条～第 504 条、第 506 条～第 509 条のみ管轄）
- Home Mortgage Disclosure Act of 1975
- Home Ownership and Equity Protection Act of 1994
- Real Estate Settlement Procedures Act of 1974
- S.A.F.E.Mortgage Licensing Act of 2008
- Truth in Lending Act
- Truth in Savings Act
- Omnibus Appropriations Act, 2009（但し、第 626 条のみ管轄）
- Interstate Land Sales Full Disclosure Act

消費者金融保護局は、上記の消費者金融に係る法の執行に加えて、消費者向けの金融サービスに対する監督や情報収集、消費者に対する情報提供・教育や苦情の受付等も主要な機能としている<sup>14</sup>。これは、サブプライム住宅ローン問題において、金融商品の知識が不十分な消費者に対して金融機関が複雑な金融商品やサービスを過度に販売していた実態が問題視されたことに由来する。

2020 年 7 月、ドッド・フランク法は署名 10 周年を迎え、記念イベントが開催された。同法の功績の内、コロナ禍において果たした役割について下院金融サービス委員会議長は以下の通り言及した<sup>15</sup>。

- ・ 2008 年リーマンショックでは銀行自体に余力が無く、そのため企業の資金繰りが悪化し、特に有色人種コミュニティを標的とした消費者金融が横行するなどしたため混乱が拡大したが、この度のパンデミックでは同法が金融システムの安定に寄与していることが確認できた。
- ・ 具体的には、同法により引き上げられた財務健全性基準と厳格な審査により、銀行は資本を十分に積み増してきた。そのため今般の感染症拡大に伴う経済活動の一時的な停滞期においても、資金不足に見舞われた企業や、収入が途絶えた消費者のニーズに即応できた。

2023 年 3 月から 5 月にかけて、中堅銀行のシリコンバレー銀行（SVB）、シグネチャー・バンク、ファースト・リパブリックバンクの 3 行が相次いで破綻した。同年 4 月 28 日に FRB が SVB について経営や金融監督の実態を検証する報告書を公表しており<sup>16</sup>、要因の一つとして、2018 年に行われたドッド・フランク法の緩和と 2019 年の FRB 規則制定が効果的な監督を妨げていたと指摘している。トランプ政権下、中小金融機関への規制緩和により地域企業への融資を増やし、雇用創出と米国経済の活性化

<sup>14</sup> 消費者金融保護局ウェブサイト、<https://www.consumerfinance.gov/about-us/the-bureau/>

<sup>15</sup> U. S. House Committee on Financial Services, Press Releases “Waters Remarks on 10th Anniversary of the Dodd-Frank Act” July 21, 2020  
<https://democrats-financialservices.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=406793>

<sup>16</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN28D930Y3A420C2000000/>

を図るため、「経済成長、規制緩和、消費者保護法」(Economic Growth, Regulatory Relief, and Consumer Protection Act, EGRRCPA)が成立していた。その際、2010年のドッド・フランク法では連結総資産500億米ドル以上の全金融持株会社と外国銀行がFRBの制定する強化健全性基準(Enhanced Prudential Standards, EPS)の対象となっていたものを、連結総資産2,500億米ドル以上に引き上げ、同1,000~2,500億米ドル未満の銀行持株会社についてはFRBの裁量でEPSを適用できることとした。FRB規則では、大手銀行以外の金融機関には規制負担を緩和し、テーラリングルールにより資産規模や複雑性に基づいて4つのカテゴリに分類して規制することとしていた。SVBを例にとると、2019年に710億米ドルだった総資産は2021年に2,110億米ドルまで急増していたものの、テーラリングルール適用の移行期間中でありルールが課されなかったことに加え、監督側がその脆弱性を十分に理解していなかった。さらには、SVBは安全性と健全性に関する31項目が未対応と指摘されていたにも拘らず、規制当局の強制力が弱く、改善されていなかった。

これらの破綻を受け、政府は中規模銀行の規制・監督強化に乗り出す方針を表明している。FRBで金融規制を担当するマイケル・バー副議長はテーラリングルールについて、金利リスク管理や流動性リスクの監督と規制の在り方の評価、資本規制、ストレステスト等を見直すとしている。またFRB、FDIC、OCCは2023年8月27日、これまで資産規模7,000億米ドル以上の大手行だけだった規制対象を同1,000億米ドル以上の中堅行まで広げ、自己資本比率要件を引き上げる規制強化案を公表した<sup>17</sup>。同年11月まで意見を公募し、その後最終的な規則を確定する。2025年7月から段階的に導入し、2028年7月には完全に適用する計画である。また、FDICは8月29日、総資産1,000億米ドル以上の銀行に対し、万が一の破綻時に損失をカバーできるような一定水準の長期債発行の義務付けや、より詳細な破綻処理計画の提出を求めた<sup>18</sup>。

2024年4月26日には、フィラデルフィアを拠点とするリパブリック・ファースト・バンク(Republic First Bank)が破綻し、FDICの管理下に置かれた。同行の資産はフルトンバンク(Fulton Bank)に継承される。破綻時の同行の総資産は60億ドル、預金総額は40億ドルであった<sup>19</sup>。

その後、2024年にはFirst National Bank of Lindsay、2025年にはSanta Anna National Bank、Pulaski Savings Bankが破綻したが<sup>20</sup>、いずれも小規模行であり、金融システム全体への影響は小さい。

### (3) CFPBをめぐる動き

2025年に第2次トランプ政権が発足してから、ドッド・フランク法の見直しを含めた金融業界の規制見直しの動きが続いている。

FRBのボウマン副議長(金融監督担当)は2025年9月25日、銀行のリスク評価方法の見直しを目的とした「バーゼル3最終段階」の資本規制に関し、2026年早期までに銀行業界により配慮した改訂版を発表する準備が整っていると語った。ボウマン氏はジョージタウン大が主催した会議で、FDIC及びOCCとともに積極的に取り組んでいるとして、「何が機能し、何が改善できるかを私たちはよく理解している」と発言し

<sup>17</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN27DLNoX20C23A7000000/>

<sup>18</sup> <https://www.fdic.gov/news/financial-institution-letters/2023/fil23045.html>

<sup>19</sup> <https://www.fdic.gov/news/press-releases/fulton-bank-na-lancaster-pennsylvania-assumes-substantially-all-deposits>  
(閲覧日：2024年5月28日)

<sup>20</sup> [https://www.forbes.com/advisor/banking/list-of-failed-banks/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.forbes.com/advisor/banking/list-of-failed-banks/?utm_source=chatgpt.com)

た<sup>21</sup>。

また、消費者金融保護局（CFPB）の弱体化の動きも進んでいる。

CFPBは前述のとおり、オバマ政権下のドッド・フランク法で創設された機関で、消費者の金融取引における権利保護を任務としている。特に住宅ローン、クレジットカード、消費者ローンの不正防止を担っている。

これに対し、トランプ政権は過剰規制であり、金融業界の自由を妨げると主張している。

2025年2月1日、トランプ大統領はCFPB長官ロヒット・チョプラ氏を解任し、同月3日には財務長官スコット・ベッセントを臨時長官に任命した。ベッセント氏は直ちにCFPBの業務停止を指示し、2月10日から14日まで全職員に勤務停止を命じた。また、CFPBのウェブサイトのホームページも削除された<sup>22</sup>。

2025年2月、CFPBの予算が連邦準備制度の予算の12%から6.5%に削減される「One Big Beautiful Bill Act（OBBA）」が成立した。同月、CFPBの活動資金として約7億ドルの予備費が凍結され、業務停止が強化された<sup>23</sup>。

2025年5月、CFPBは約60件のガイダンス文書を撤回し、以前の規制が事実上無効となった<sup>24</sup>。

2025年9月、CFPBはAppleや銀行に対する監視を予定より早期に終了し、これらの企業が必要な措置を講じたと判断した。これにより、CFPBの監視活動が縮小され、業界への影響が軽減された<sup>25</sup>。

以上の動向は、CFPBの独立性と消費者保護機能の大幅な後退を示しており、金融業界への規制が緩和される一方で、消費者の権利保護が脅かされる懸念があるとの指摘もある。

#### (4) Debanking 問題

Debankingとは、「口座を外される／銀行サービスを断られる」という意味であり、銀行や金融機関がある個人・団体に対して、口座を閉じたり、新規口座開設を拒否したり、融資など金融サービスを提供しないという対応をとることを指す。これは、顧客が規制リスク・信用リスク・評判リスクとみなされるケースなどが関与する。

通常の銀行・金融機関には、マネーロンダリング対策（AML）、テロ資金供与防止（CFT）、顧客リスク評価（KYC／顧客の身元確認・リスク評価）といった規制上の義務があるが、こうした義務を満たす過程で、ある顧客がリスク要因を持つと判断されたために、銀行がその顧客との関係を断つ判断をすることは、法制度の中で一定の正当性を持っている。

しかし、近年、特に保守・リベラル両派から、銀行が政治的・宗教的信条を理由に顧客を排除しているのではないかという批判が出ている。

2025年8月7日、トランプ大統領は「Guaranteeing Fair Banking For All Americans」という大統領令を発し、銀行・金融機関が「政治的・宗教的信条、また合法的な事業活

<sup>21</sup> <https://jp.reuters.com/markets/japan/CDRPOSAHHFMRHIIMAYNRF5RTCU-2025-09-26/>

<sup>22</sup> [https://en.wikipedia.org/wiki/Consumer\\_Financial\\_Protection\\_Bureau?utm\\_source=chatgpt.com](https://en.wikipedia.org/wiki/Consumer_Financial_Protection_Bureau?utm_source=chatgpt.com)

<sup>23</sup> [CFPB Under Trump: Reg F's Future in 2025](#)

<sup>24</sup> [CFPB Settles First Action Under New Leadership: Current State of the CFPB and a Look Ahead | Insights | Mayer Brown](#)

<sup>25</sup> [CFPB ends monitoring of Apple, U.S. Bank years ahead of schedule | Reuters](#)

動」に基づいて顧客を排除・不利益扱いする **debanking** を禁止又は制限する方針を打ち出した<sup>26</sup>。

この大統領令の骨子は以下のとおりである。

- ・銀行監督ガイダンスやマニュアルから、評判リスク等を、政治的排除の根拠として用いることを許す文言をできる限り削除すること。
- ・銀行または子会社が過去または現在、政治的・宗教的信条を理由に金融サービス提供を拒否または変更した可能性のある顧客（「被排除者」）を特定し、以前拒否したサービスを再開するよう促すこと。
- ・規制当局に対して、違法な **debanking** を行っていた可能性のある金融機関を調査し、罰則の可能性を検討すること。

これを受けて、OCC は、政治的・宗教的偏見に基づく **debanking** を容認しないという方針を示すガイダンス文書を公表した<sup>27</sup>。

OCC は特に、免許申請や銀行の評価時に、過去の **debanking** の態様を考慮する方針を打ち出し、銀行に対して顧客データ・口座閉鎖の経緯などを報告させることとした。

これに対して、多くの銀行は、公的には政治的理由で顧客を排除していないと主張しているが、内部的には過去の口座閉鎖や関係解消の理由が曖昧なものもあり、調査・対応負荷が増大している<sup>28</sup>。

## (5) 家計債務問題

米国の家計債務は 2025 年第2四半期に 18 兆 3,900 億ドルに達し、前期比で 1%増加した。主な増加の要因は、住宅ローン、学生ローン、クレジットカード、オートローンなどの消費者ローンである。特に学生ローンの延滞率は 10.2%にも達している。住宅ローンの延滞率も 3.68%となっている<sup>29</sup>。

家計債務の増加は、長引くインフレや高金利の影響を受けており、特に低所得者層の家計に圧力をかけており、家計の返済能力に対する懸念が高まっている。

トランプ政権は、学生ローンの債務者への対応を強化しており、アメリカ教師組合 (AFT) との間で学生ローンの債務免除を再開することに合意した。この合意により、約 250 万人の借手が債務免除の対象となると見込まれる<sup>30</sup>。ただし、今後は、“One Big Beautiful Bill Act”により、大学院生向けの連邦借入額が制限されるなどの条件が課される予定である。

## (6) 気候リスク管理原則の撤回

2025 年 10 月 16 日、FRB、FDIC 及び OCC は、大手金融機関向けの「気候関連金融リスク管理原則」を撤回した<sup>31</sup>。この原則は、2023 年 10 月にバイデン政権下で導入

<sup>26</sup> [https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/guaranteeing-fair-banking-for-all-americans/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/guaranteeing-fair-banking-for-all-americans/?utm_source=chatgpt.com)

<sup>27</sup> [https://occ.gov/news-issuances/news-releases/2025/nr-occ-2025-84.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://occ.gov/news-issuances/news-releases/2025/nr-occ-2025-84.html?utm_source=chatgpt.com)

<sup>28</sup> [https://www.americanbanker.com/news/banks-hunt-for-debanked-republicans-in-trump-ackdown?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.americanbanker.com/news/banks-hunt-for-debanked-republicans-in-trump-ackdown?utm_source=chatgpt.com)

<sup>29</sup> [https://www.newyorkfed.org/medialibrary/interactives/householdcredit/data/pdf/HHDC\\_2025Q2?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.newyorkfed.org/medialibrary/interactives/householdcredit/data/pdf/HHDC_2025Q2?utm_source=chatgpt.com)

<sup>30</sup> <https://www.aft.org/press-release/following-lawsuit-aft-trump-administration-agrees-deliver-student-debt-relief-and>

<sup>31</sup> <https://www.fdic.gov/news/financial-institution-letters/2025/rescission-principles-climate-related-financial->

され、総資産が 1,000 億ドル以上の金融機関に対し、気候変動リスクを考慮したリスク管理の枠組みを提供することを目的としていた。

上記規制機関は、既存の安全性と健全性の基準が、金融機関に対してその規模、複雑さ、活動に応じた効果的なリスク管理プロセスを要求しており、気候関連リスクの管理原則は必要ないと判断した。また、これらの原則が他の潜在的なリスクの管理から注意を逸らす可能性があるとの懸念も示された。

この撤回に対しては、気候変動リスクを金融リスクとして認識し、管理するという国際的な動向に逆行するものとする向きもある。元 FRB の気候監督委員会の委員長であるケビン・スティロ氏は、気候変動が実質的な影響を及ぼす場合、それは管理すべきリスクであると述べている。また、市民団体 Public Citizen の政策担当者であるエリス・シュバック氏は、この決定を「誤った方向への政治的動き」と批判し、米国の銀行システムをリスクにさらすものだと警告している<sup>32</sup>。

### 3. アメリカの金融制度の特徴

米国では二元銀行制度がとられており、また、州法銀行は連邦準備制度加盟銀行と非加盟銀行に分けて監督されている点が大きな特徴といえる。

この米国の複雑な金融監督体制が、本来政府が持つべき金融機関に対する監督機能を弱体化させ、2008 年の世界金融危機を引き起こす要因であったと批判される面がある。そういった複雑な監督体制を統括する目的で、ドッド・フランク法には、システムミックリスクの監視を行い、市場の安定を確保することを目的として各当局を統括する金融安定監督評議会（Financial Stability Oversight Council, FSOC）を設立する条項が加えられた<sup>33</sup>。

1967 年に郵便貯金が廃止されて以降、米国には金融ユニバーサルサービスの提供義務を負った郵便金融機関は存在しない。しかし、米国政府は地域再投資法（Community Reinvestment Act, CRA）を通して、商業銀行・貯蓄金融機関に対し、自地域での所得が低い地域社会において、積極的に融資を行うことを求める施策を展開している<sup>34</sup> <sup>35</sup>。

### 4. 預金保険制度の枠組み

米国の商業銀行・貯蓄金融機関の預金保険制度は連邦預金保険公社（FDIC）が統括しており、米国で営業している商業銀行と貯蓄金融機関で預入されている預金はすべて同公社が保証している。なお、同公社の取締役 5 名は、すべて合衆国大統領によって選任され、上院議会で承認される<sup>36</sup> <sup>37</sup>。

預金保険制度の根拠法は 1950 年連邦預金保険法（Federal Deposit Insurance Act）である。当時設定されていた保証上限額は一口座当たり 10 万ドルであったが、2010

---

[risk?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.fdic.gov/risk?utm_source=chatgpt.com)

<sup>32</sup> [https://greencentralbanking.com/2025/10/21/us-banking-regulators-withdraw-climate-risk-principles/?utm\\_source=chatgpt.com](https://greencentralbanking.com/2025/10/21/us-banking-regulators-withdraw-climate-risk-principles/?utm_source=chatgpt.com)

<sup>33</sup> ドッド・フランク法第 111 条以下

<sup>34</sup> 連邦準備制度理事会（FRB）「Community Reinvestment Act（CRA）」、[https://www.federalreserve.gov/consumerscommunities/cra\\_about.htm](https://www.federalreserve.gov/consumerscommunities/cra_about.htm)

<sup>35</sup> 預金保険に加盟している銀行は地域再投資法（CRA）に基づいて活動しているかどうか、評価される。銀行支店が設置されている地域において、地元住民に対し、公平な条件で融資を行っている、評価が上がる。地域再投資法（CRA）のコンプライアンスが高い銀行は統合・合併、支店開設などの為に必要な審査において有利になることがある。

<sup>36</sup> 連邦預金保険法「Federal Deposit Insurance Act」、<http://www.fdic.gov/regulations/laws/rules/1000-100.html>

<sup>37</sup> 連邦預金保険法は預金保険業務の他、連邦預金保険公社（FDIC）に加盟している金融機関に対し、地域再投資法（Community Reinvestment Act）に基づいて活動しているか、評価している。

年に制定された「ドッド・フランク ウォール街改革・消費者保護法」（ドッド・フランク法）の規定に基づき、預金保険の保証上限額は一口座当たり元利合計で 25 万ドルに引き上げられた<sup>38</sup>。2023 年の銀行破綻では、預金を全額保護する特例措置が取られた。この支払いで減少した預金保険基金の残高は、資産 50 億米ドル超の銀行から特別賦課金を徴収することで補填する方針である<sup>39</sup>。

信用組合については、1970 年の法律に基づき創設された全米信用組合預金保険基金（NCUSIF）が預金保険を提供している。これは全国信用組合管理庁（NCUA）が管理を行うファンドであり、全国信用組合管理庁加盟信用組合の預金者に対して預金保険を提供することを目的としている。同基金が提供している預金保険の保証上限額は FDIC と同様に、ドッド・フランク法によって一口座当たり 25 万ドルに設定されている<sup>40</sup>。

外国銀行は、2023 年末時点で州法に基づく支店等を 131、連邦法（OCC が監督）に基づく支店等を 47、それぞれ運営している。これらのうち、前者では 6 支店、後者では 4 支店が FDIC に加盟し、リテール預金業務を行っている<sup>41</sup>。1978 年国際銀行法（International Banking Act of 2017）により、外国銀行支店はリテール預金業務が禁じられているが、同法の成立以前から伝統的に当該業務を行ってきた外国銀行支店は例外とされた<sup>42</sup>。

## 第 2 章 郵便貯金の概要

### 1. 設立から廃止までの沿革概要

米国の郵便貯金は 1910 年 6 月 25 日に設立され、1911 年 1 月 1 日からサービスを開始し、その後、1967 年 7 月 1 日に廃止され、今日に至っている<sup>43</sup>。

郵便貯金は、次の 4 つの目的から設立された。①タンス預金の獲得、②母国で郵便貯金制度に慣れ親しんできた移民の貯蓄の獲得、③当時破たんが頻発していた民間銀行に対して不信感を抱いた人々に対する安全な預金の提供、④働く人々にとってより便利な預金制度の整備、である。

郵貯では当初、1 口 1 ドル以上、500 ドル未満（除く利子）の預金を受け入れ、年間 2% の利子を支払った。預金残高は 1929 年時点で 1 億 5,300 万ドルであったが、その後の大恐慌、第二次世界大戦という不穏な時代を経て、ピークの 1947 年には 340 億ドルに達した。

第二次世界大戦後、民間銀行が金利を引き上げ、また政府保証付き預金の提供を開

<sup>38</sup> 連邦預金保険法「Press Releases Basic FDIC Insurance Coverage Permanently Increased to \$250,000 Per Depositor」、<https://archive.fdic.gov/view/fdic/4000>

<sup>39</sup> <https://jp.reuters.com/article/usa-banks-fdic-idJPKBN2X300T>

<sup>40</sup> Legal Information Institute「§ 1781. Insurance of member accounts」、<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/12/1781>

<sup>41</sup> 連邦準備制度理事会（FRB）“Annual Report 2023”（閲覧日：2025 年 9 月 29 日）  
<https://www.federalreserve.gov/publications/files/2023-annual-report.pdf>

<sup>42</sup> 連邦準備制度理事会（FRB）“Foreign Banks in the U.S.: A primer”（International Finance Discussion Papers, Number 1064, 2012 年 11 月）注 12 を参照。<https://www.federalreserve.gov/pubs/ifdp/2012/1064/ifdp1064.pdf>

<sup>43</sup> 米国郵便事業庁（USPS）“The United States Postal Service: An American History 1775-2006”（2007 年）  
<https://about.usps.com/publications/pub100.pdf>

始したこと<sup>44</sup>や、米国政府が発行した貯蓄債券（Saving Bond）の利回りが高かったことを背景に、郵貯から資金が流出し、その残高は1964年には4億1,600万ドルまで減少した。

こうした中、1966年3月28日に「郵便貯金制度の廃止等のための法律」（Act to provide for the discontinuance of the Postal Savings System, and for other purposes）が成立した。同年4月27日、郵貯は既存口座への預金受け入れと周年日の利払い、及び新規口座開設を停止し、同年7月1日に廃止された。

廃止時点で残っていた預金残高はおよそ5,000万ドルで、口座数は60万を超えていたという。これらは米国財務省に信託されたが、1971年と1984年の法律を経て、すべて州政府・自治体に分配された。（本章のここまで、全て出典は注43）

米国郵便事業庁（United States Postal Service, USPS）は、国内小為替（money order）や外国為替サービス等、今日でも一部の金融サービスを提供している。国内小為替とは、郵便局や銀行等で作ることができる先払いの小切手であり、口座を必要としない送金小切手である。国内小為替は民間業者が販売数量を公表していないため、米国で販売される国内小為替の総数は不明である。USPSの監察総監室（Office of Inspector General, OIG）が行った推計によれば、2013年度におけるUSPSの国内小為替のシェアは25%（中位推計）である<sup>45</sup>。

また同じくOIGによれば、海外向け送金（Outbound remittance）におけるUSPSのシェアは2014年度0.03%に留まる。ラテンアメリカ向け送金サービスSure Moneyプログラムに至っては0.01%に過ぎない<sup>46</sup>。

## 2. 米国郵便事業庁（USPS）の概要

USPSの職員数は、約53.3万人（2024年）であり、**米国でも有数の雇用者数を誇っている**。米国の郵便物取扱量は世界一であり、年間取扱郵便物数は**1,125億通（2022年）**<sup>47</sup>にも及ぶ。日本郵便の場合、郵便物等総物数は**169億通（2024年度）**<sup>48</sup>であり、USPSはその約**6.7倍**という圧倒的な規模を誇る。

米国の郵政事業は、第二次大陸会議（Second Continental Congress）<sup>49</sup>に参加したメンバーらの共同声明（1775年7月26日）によってその歴史が始まった<sup>50</sup>。

郵政事業は、米国郵政省（U.S. Post Office Department）が責任を持つ政府直轄事業として運営されたが、1960年代半ばには、郵便物の大規模な未配など深刻な問題が露呈した。議会、大統領、郵政省の三者が改革に動きだし、1970年に郵便事業組織再編法（Postal Reorganization Act of 1970, PRA）が成立した。同法に基づき連邦政府の独立機関として現在の郵便事業庁（USPS）が誕生し、1971年7月に公式に運営を開始した。

<sup>44</sup> 大恐慌による民間銀行の破たんや合併が相次ぐ中で、預金が目減りする事態が社会問題となった。そこで「グラス＝ステューガル法」（1933年）により連邦預金保険制度が創設され、1934年1月1日から運用が始まった。

<sup>45</sup> 米国郵便事業庁（USPS）監察総監室 “RARC Report : Modernizing the Postal Money Order”（2016年4月4日）Table 3. [https://www.uspsoig.gov/sites/default/files/reports/2023-01/RARC-WP-16-007\\_o.pdf](https://www.uspsoig.gov/sites/default/files/reports/2023-01/RARC-WP-16-007_o.pdf)

<sup>46</sup> 米国郵便事業庁（USPS）監察総監室 「Audit Report : International Paper Money Order Service」 （2016年7月5日）Table 1 及び Table 5. <https://www.uspsoig.gov/sites/default/files/reports/2023-01/FT-AR-16-007.pdf>

<sup>47</sup> A decade of facts and figures <https://facts.usps.com/table-facts/>

<sup>48</sup> [https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2025/00\\_honsha/0508\\_01\\_01.pdf](https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2025/00_honsha/0508_01_01.pdf)  
[https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2024/00\\_honsha/0508\\_01\\_01.pdf](https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2024/00_honsha/0508_01_01.pdf)

<sup>49</sup> 1775年5月10日から1781年3月1日まで開催された米国13植民地の代表による会議。

<sup>50</sup> 米国郵便事業庁（USPS） “The United States Postal Service: An American History 1775-2006”（2007年）  
<https://about.usps.com/publications/pub100.pdf>

PRA は、郵便物量及び売上の継続的な拡大によって郵便インフラの成長が支えられることを前提としていたとされる。しかし、1996年、第104議会の頃から郵政改革の動きが強まった<sup>51</sup>。最大の理由は、Eメールやオンラインでの請求書払いの増加によってPRAの前提が崩れたことである。さらに、新たな郵送先の増大に伴う労働費用を中心とした経費増加や、退職医療給付債務の累増が、USPSの資金繰りを厳しくしたこともある。各方面から、こうした問題が生じる根本的原因として「PRAが規定するUSPSのビジネスモデルが時代遅れ」であることが指摘され、法律改正の必要性が指摘されるようになった。

2006年12月、USPSに関する大統領委員会の報告書をふまえた2006年郵便改革法（Postal Accountability and Enhancement Act of 2006, PAEA）が成立した。同法は、1971年のUSPS発足以来35年ぶりとなる大幅な制度改正を行うものであり、料金設定の弾力化、郵便料金委員会の郵便規制委員会（Postal Regulatory Commission : PRC）への改組によるガバナンスの強化、郵便の独占範囲の変更、退職者医療給付基金（Postal Service Retiree Health Benefits Fund : PSRHBF）の積立義務化などを内容とし、USPSの事業形態は変更されなかった。2006年郵便改革法では、郵便サービスが初めて定義された。PAEAでは、郵便サービス（Postal Service）を「手紙、印刷物、もしくは配達可能な小包の配達であり、受け取り、収集、選別、配達、もしくはその他の機能を含む」とされている。こうした定義の上で、USPSの事業範囲は郵便サービスと、11の非郵便事業（Nonpostal Products and Services）の提供に制限された<sup>52</sup>。

2022年4月、USPSの財務と事業に関する改革推進を目指し、2022年郵便サービス改革法（Postal Service Reform Act of 2022）<sup>53</sup>が成立した。2006年以来の改正となる同法では、退職者給付・医療費等の事前積み立て義務の廃止、退職者への公的医療保険メディケイドへの加入義務化により、10年間で500億ドルのコスト削減が目標として掲げられた。一方で週6日の配達サービス維持に加えて、配達情報のオンライン提供のための体制整備等、ユニバーサル・サービスの維持・改善が義務付けられた。その他、州・地方政府などによる合理的な費用負担や事業報告を前提として、非郵便サービス（Nonpostal Service）の提供が可能とされた。

郵便サービス改革法の成立により、退職者給付・医療費等の積み立て方式が変更になったことに伴い、USPSは2022年に約560億ドルの黒字を計上したが、これは一時的なものであり、2023年には再び64億ドルの赤字を計上した<sup>54</sup>。

2025年2月、トランプ大統領はUSPSを商務省（Department of Commerce）の傘下に置く案について公に言及した<sup>55</sup>。

目的としては、行政管理の一元化による非効率改善、経営責任の明確化と財務再建、政府による郵便料金や人員計画への直接的統制があげられる。

この構想は、USPSの独立性を根本から見直すものであり、1970年郵便改革法との整合性が問われる。

<sup>51</sup> 米国議会調査サービス（CRS） “The Postal Accountability and Enhancement Act: Overview and Issues for Congress”（2009年12月14日）<https://sgp.fas.org/crs/misc/R40983.pdf>

<sup>52</sup> 米国議会調査サービス（CRS） “Reforming the U.S. Postal Service: Background and Issues for Congress”（2016年8月25日）<https://sgp.fas.org/crs/misc/R44603.pdf>

<sup>53</sup> Postal Service Reform Act of 2022 (Public Law No: 117-108.)  
<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/3076?q=%7B%22search%22%3A%5B%22usps%22%2C%22usps%22%5D%7D&s=3&r=5>

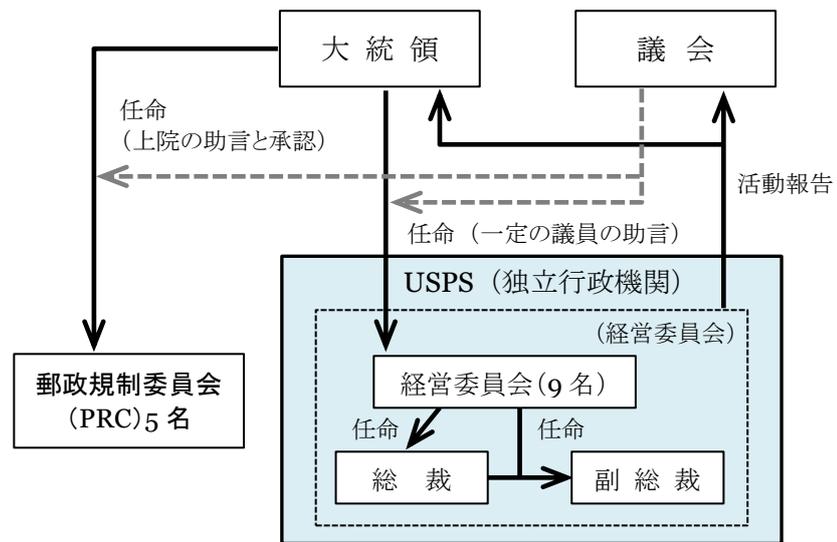
<sup>54</sup> <https://about.usps.com/what/financials/annual-reports/fy2023.pdf> P29

<sup>55</sup> [Trump says he is considering merging US Postal Service with Commerce Department | Reuters](#)

民主党議員、労働組合、郵便利用者団体等からは、政治的統制による郵便サービス劣化への懸念の声が相次いだ。

また、トランプ大統領は、USPS の経営効率化のために配達基準の見直し（一部地域での配達日数の延長を容認）、長官人事への介入を行ったとの報道がある<sup>56</sup>。

図表 3: 米国郵便事業庁 (USPS) の経営形態



(出所) 郵政民営化委員会「資料 88-2 (各国経営形態)」

<http://www.yuseimineika.go.jp/iinkai/dai88/siryou88-2.pdf> (閲覧日: 2019 年 1 月 31 日)

### 3. 最近の郵便貯金を巡る動向

1967 年に米国の郵便貯金制度が廃止されて以降、米国郵便事業庁 (USPS) では郵便為替等の金融サービスを除き預金等の金融サービスを取り扱っていない。しかし米国内では 2010 年代前半、USPS における金融サービス取扱い拡大を求める動きがみられた。

この背景には、USPS が 2007 年度以降 2021 年度まで連続して赤字を計上<sup>57</sup>しており、新たな収入源の確保が求められていた状況があった。

また 2010 年代前半には、米国内の約 4 分の 1 の家庭 (6,800 万人の成人) が基本的な金融サービスを受けられていなかったとされる。更に、近年は、低所得者層が多い地方部等で銀行の支店の閉鎖が目立ち、物理的に金融機関にアクセスができない人々が増加し、基本的な金融サービスを受けられないという社会的課題の存在が指摘されていた。

そこで、全国に 31,000 カ所以上の拠点を持つ郵便局における貯金やローン等のサービス提供を検討する動きが顕在化した。もし実現すれば、「underserved」すなわち金融弱者 (unbanked と underbanked) の人々の生活水準向上に寄与するだけでなく、ま

<sup>56</sup> [USPS chief Louis DeJoy resigns as Trump eyes overhaul - The Washington Post](https://www.washingtonpost.com/news/energy-environment/wp/2017/08/01/usps-chief-louis-dejoy-resigns-as-trump-eyes-overhaul/)

<sup>57</sup> 米国郵便事業庁 (USPS) “FY2022 Annual Report to Congress” (閲覧日: 2023 年 9 月 7 日)  
<https://about.usps.com/what/financials/annual-reports/fy2022.pdf>

た、USPS 本体にとっても収益源の拡大に資するものとして、再度注目を集めた。

以上の状況に鑑み、USPS の監察総監室 (Office of Inspector General) は、2014 年 1 月 27 日に白書「Providing Non-Bank Financial Services for the Underserved (金融弱者へのノンバンク金融サービスの提供)」を公表し、USPS の金融サービス提供拡大により金融弱者を救済しつつ、新たな収入を確保することで USPS のユニバーサルサービス継続を実現することができる旨の提言を行った。

2015 年 5 月 21 日に監察総監室は、上記白書のフォローアップとの位置付けで、レポート「The Road Ahead for Postal Financial Services (今後の郵便金融サービス)」を公表し、USPS の金融サービスの提供拡大に関する提言を行った。

その他、第 117 議会まで例年民主党議員による郵便局における当座預金および少額融資等の取扱を可能にするための法案提出が行われてきたが、いずれも成立には至らなかった。

2021 年 9 月 13 日、USPS は 4 つの都市の一部で金融サービス提供のパイロットプログラムを開始した<sup>58</sup>。USPS の財政や、銀行アクセスのない(もしくは限定された)数百万人の人々の救済に役立つ可能性が期待されていた。プログラムには、小切手換金、請求書支払いサービス、ATM 手数料無料、郵便為替、電信送金が含まれる。2022 年 1 月時点では、小切手を換金したのは僅か 6 人で、USPS が得た収益は約 35 ドルだった。成功に至らなかった要因として、次のように指摘されている<sup>60</sup>。パイロットプログラムを行った USPS でも窓口看板を設置した以外の宣伝活動が行われなかったこと、パイロット拠点には地方部が含まれていないこと、500 ドルの小切手換金の手数料が 5.95 ドルと相場よりも高いこと。また、2022 年にはパイロット地点を 50 カ所に増やす予定だったが、2022 年 6 月に郵便規制委員会が同プログラムを調査するための文書を公開したこともあり、停止することになった。

#### (1) 「Providing Non-Bank Financial Services for the Underserved」 (金融弱者へのノンバンク金融サービスの提供) 白書 (2014 年 1 月 27 日公表)

2014 年 1 月に監察総監室が公表した白書ではまず、USPS が金融サービスを開始した場合の強みとして、銀行等の他の金融機関が進出していない小規模な自治体等においても郵便局がすでにあること、国民の間で「郵便局」ブランドへの信頼性が高いこと、従来から郵便為替等の一部金融サービスを取り扱っており、業務に最低限必要な金融の基礎知識を職員が有していること等を指摘している。

また、同白書では、USPS が提供し得る商品の事例として、①プリペイド・カード、②貯蓄商品、③貸付サービス、を挙げている。①プリペイド・カードに関しては、カー

<sup>58</sup> CNBC News “Can a post office be a bank? New services test a progressive priority” (2021 年 10 月 4 日)、  
<https://www.nbcnews.com/politics/politics-news/return-postal-banking-postal-service-tests-new-financial-services-rcna2502>

<sup>59</sup> Federak News Network “USPS continues postal banking pilot, despite House Republicans’ objections” (2022 年 4 月 20 日)、  
<https://federalnewsnetwork.com/agency-oversight/2022/04/usps-continues-postal-banking-pilot-despite-house-republicans-objections/>

<sup>60</sup> CATO INSTITUTE “Only Six People Used the Postal Banking Pilot Program” (2022 年 3 月 30 日)  
<https://www.cato.org/blog/only-six-people-used-postal-banking-pilot-program>

<sup>61</sup> Take On Wall Street “The promise and urgency of doing postal banking right” (2023 年 5 月)  
<https://takeonwallst.com/wp-content/uploads/2023/05/Banking-Fair-The-promise-and-urgency-of-doing-postal-banking-right-FINAL.pdf>

ドに預金の引き出しや支払い、国際送金等の機能を持たせるだけでなく、例えば税金の支払いや還付金の受取り等、国民の日常生活の様々な場面で活用できるようにすることも想定している。②貯蓄商品については、万一のための貯蓄を全く行っていない人口が約 3 割に上る現状に対し、利付の貯蓄商品を提供することで資産形成を促すことを目的としている。③貸付サービスに関しては、クレジットカードを持っていない underserved が高利貸し等から借り入れざるを得ない現状に鑑み、手数料がより安価な「ポスタル・ローン」を提供することが提案されている。

上記の金融サービスは、銀行や信用組合等の既存の金融機関と競合するものではなく、現在金融機関が対象外としている金融弱者の生活の安定、信用力の向上をもたらすことで、金融セクター全般にとっての顧客層拡大に寄与するためのものであることが強調されている。

USPS の監察総監室が、新たに郵便局で金融サービスを提供することに関心を示している背景として、ウィリアムズ総監室長は、2 点に言及している。すなわち、1 点目は、米国郵便事業庁の財務状況が不安定であること、2 点目は銀行の支店配置の偏りを郵便局が補おうとすることである。後者については、米国全体では 3 万 5,000 を超える郵便局があるが、約 4 割の郵便局が占める地域には銀行の店舗がゼロ、約 2 割の郵便局が占める地域には銀行の店舗が 1 つしかなく、多くの地域住民が基本的な銀行サービスを楽しんでいない（したがって郵便局がその役割を補完すべき）点に言及している。

## (2) レポート「The Road Ahead for Postal Financial Services (今後の郵便金融サービス)」(2015 年 5 月 21 日公表)

監察総監室は、2014 年 1 月の米国郵便事業庁の金融サービスの導入に係る提言白書に対するフォローアップの位置付けとして、2015 年 5 月に「The Road Ahead for Postal Financial Services」レポートを公表した。ここではまず、前掲の提言白書の内容を再確認するとともに、今後の金融サービスの提供について、現行の米国郵便事業庁が有する権限の下でも改善できるサービス案と新たな権限の下で提供するサービス案として計 5 つの案を提示し、それぞれのメリット、デメリットを検討している（図表 4）。

具体的には、第 1 の案では、現行の米国郵便事業庁の権限の中で実施できるものとして、既に提供している金融サービス（紙ベースでの国内・国際郵便為替サービス、電信国際送金サービス、ギフトカード、一部の小切手現金化）の高度化・拡大とその周辺関連サービスの提供、ATM 設置場所貸し等を行うことを挙げている。更に、他の金融機関等との提携サービス案として、第 2～4 の案を示している。第 2 の案は、ノンバンクを含む一つの金融機関との提携によるサービス提供、第 3 の案は、金融商品ごとの複数の金融機関との提携によるサービス提供、第 4 の案は、複数の金融機関に対する郵便局での販売窓口の提供（金融商品は「郵便」ブランドではなく、提携機関の商品のブランドとなり、提携機関数によっては、類似金融商品が複数提供されることがある）である。最後に第 5 の案として、郵便銀行の創設を提言している。

なお、監察総監室は、郵便銀行の創設は金融包摂に非常にポジティブな影響をもたらすと期待でき意義が大きいとしつつも、法規制の改正手続きが必要で、また IT システム投資をはじめコスト面での負担が大きい上に、銀行業界からの反発が予想されるなど、課題は少なくないとしている。

これら 5 つのサービスによりもたらされる収入として、第 1 の案を実施した場合、5

年後には、11億ドルの収入を見込んでいる。しかし、他の4つの案による収入の増加については、不確定要素が多いとして算出されていない。このレポートの公表についての関係団体の反応は、次のとおりである<sup>62</sup>。

①独立コミュニティ銀行家協会 (Independent Community Bankers of America, ICBA) 副会長

「全国において、金融サービスは既に十分に提供されており、米国郵便事業庁が黒字化を目指すのであれば、組織を適正な規模に縮小しなければならないところ、この提言は規模を維持するという点で失敗に終わる。」

②全米連邦信用組合協会 (National Association of Federal Credit Unions, NAFCU) の規制担当部長

「信用組合は、非営利の会員志向の金融機関として、低い取扱料金で有利な金利を提供してきた長い実績を有している。約1億人の会員を擁する中で、既に多くの金融弱者に行き届いたサービスを行っている。」

③米国銀行家協会 (American Bankers Association) 副会長

「米国郵便事業庁は政府のバックアップを受けながら有利な金融商品を提供することが可能となり、地方の金融機関に悪影響を与えることになる。」

図表 4: 郵便貯金サービス提供に向けた5つのアプローチ

選択肢	内容	メリット	デメリット	収入	コスト	金融弱者への恩恵	運営の複雑さ
① 既存サービスの拡張	既存の国内/国際送金為替、国際送金、ギフトカード、小切手の現金化サービスの商品設計、価格、マーケティングの再考、店舗スペースへのATMの設置	既存の商品に類似するサービスであれば、現在の法規制の範囲内で提供が認められる可能性が高い	価格の見直し等の変更についても、都度 Postal Regulatory Commission の認可を受けなければならない 金融弱者層解消への対応策にはならない	中～低	低	中～低	低
② 1社のパートナーとの協業	ノンバンク業者、大手金融機関、金融商品販売業者等のうち1社と協業	パートナー側が金融法制やコンプライアンスに係る諸問題を処理するため、各商品の導入が比較的容易 取扱いが1社の商品に限られるため、商品間の整合性をとりやすい	取扱いがパートナーの提供サービスに限られ、柔軟な商品提供が難しい可能性がある パートナーのレピュテーションリスク等を負う必要がある	中～低	中～低	中～低	低
③ 複数のパートナーとの協業	商品ごとに異なるパートナーと協業	②と比較してより幅広い商品を取扱うことが可能 金融弱者層向けの商品設計を行う等、柔軟	各パートナーが提供する一連の商品群の選定から提供までに、かなりの時間や手間を有する可能性がある	中	中	中	中

<sup>62</sup> Morning Consult 「Banking Groups Pan USPS Proposal to Offer Financial Services」  
<http://morningconsult.com/2015/05/banking-groups-pan-usps-proposal-to-offer-financial-services/>

			な対応が可能					
④	市場の提供	Postal ブランドは使用せず、様々な金融機関の商品を取扱う「市場」を提供する	競争を通じて、優れた商品が生まれることが期待される 金融弱者もこのような商品にアクセスすることができる 銀行や信用組合等も郵便局を支店網として利用できる	各金融機関が定めるコンプライアンス基準をポータル・サービスが満たしているかの確認等、取扱いに向けた手続きが煩雑 ある業者が市場での提供を取りやめた場合など、顧客に混乱が生じる可能性がある ポータル・サービスの独自商品のシェアが縮小すれば、収益にネガティブな影響をもたらす	中～低	中	中～高	高
⑤	ポストバンクの設置	金融弱者に特化した金融機関の設置	金融弱者層の解消に向けて、最大のインパクトがある	設置までに相当な時間を要する 支店の開設、人材採用、資本調達等を先行して行う必要があり、リスクが非常に大きい	中～高	高	高	高

(注) 収入、コスト、金融弱者 (underserved) への恩恵、運営の複雑さの 4 項目については、元レポートではインディケータ形式で図示されているものを、本稿では大まかに捉えて表記した。

(出所) 米国郵便事業庁 (USPS) 監察総監室 (OIG) “The Road Ahead for Postal Financial Services” (2015 年 5 月) より作成

### (3) 近年の議会動向

#### ① 第 113 議会開会中 (2013 年 1 月 3 日～2015 年 1 月 3 日<sup>63</sup>)

2014 年 7 月 23 日には、民主党のセドリック・リッチモンド下院議員が、「貯蓄、金融取引及び貸付の機会を提供する法案」 (Providing Opportunities for Savings, Transactions and Lending Act of 2014, H.R.5179)<sup>64</sup>を提出した。同法案では、前掲の白書を踏まえ、郵便局が顧客に対して、当座預金、貯蓄預金、外国送金関連サービス、その他公共の利益に基づき USPS が必要と判断する基本的な金融サービスを提供することを認めるとし、加えて郵便局の利用者向けに、小売店舗や携帯、オンラインで利用可能なデビットカードである「郵便カード (Postal Card)」の発行を義務付ける内容も含まれていた。しかしながら、第 113 議会閉会までに法案は可決されず廃案となった。

#### ② 第 114 議会開会中 (2015 年 1 月 3 日～2017 年 1 月 3 日)

2015 年 7 月 29 日には、民主党のアール・ブルーメナウアー下院議員が「郵便改革法案」 (Postal Innovation Act, H.R. 3319)<sup>65</sup>を提出した。USPS に事業の多様化を認める内容の法案であり、金融サービスを含む倉庫業、郵便商品の市場テスト、コミュニティ支援サービス、インターネットによる投票、ブロードバンド・インターネットサービスの提供といった内容の試行実験を全国のうちの 5 つの郵便区 (postal districts or regions) において実施し、その結果を議会に報告するというものである。また、同年 7 月 23 日に上院においても同様な法案が提出されている。しかし、いずれも可決には

<sup>63</sup> 奇数年の 1 月 3 日の正午に会期が変わる。 <https://www.house.gov/legislative-activity> (閲覧日: 2018 年 10 月 16 日) ;

<https://www.senate.gov/reference/Sessions/sessionDates.htm> (閲覧日: 2018 年 10 月 16 日)

<sup>64</sup> 通称「2014 年郵便法案」 (POSTAL Act of 2014)

<sup>65</sup> 米国連邦議会ウェブサイト「H.R.3319 - Postal Innovation Act」 <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/3319>

至らなかった。

### ③ 第 115 議会（2017 年 1 月 3 日～2019 年 1 月 3 日）

2018 年 4 月 25 日、民主党のカーステン・ギリブランド上院議員が郵便銀行法案（Postal Banking Act, S.2755）を提出した。同法案では、USPS に対して新たに基本的な金融サービスの提供と、そのための金利・手数料の決定の権限を付与するとされた。同時に USPS に対しては銀行免許の付与や、貸出など伝統的な銀行業務に携わることを禁じた。

上述した基本的金融サービスとして法案で列挙されていたのは、①1 回当たり 500 ドルを超えない低コスト・少額ローン（当初ローン提供から 1 年後は 1000 ドル。消費者物価指数にインデクゼーション）、②USPS 単独もしくは預金金融機関や信用組合と協働した少額の決済口座と利付貯蓄口座の提供（口座当たり 2 万ドルもしくは FDIC 保証口座の中央値の 25%のいずれか大きい方を超えない）、③決済サービス（デビットカード、ATM、オンライン決済口座、小切手決済サービス、自動振替、モバイル・バンキングなど）、④送金サービス（国内外への資金送金と受け取り）であった。

郵便銀行法案が認めようとしていた低コスト・少額消費者ローンは、いわゆる「ペイデイ・ローン」と競合するものであった。ペイデイ・ローンは、年間 1,200 万人が利用しているとされ、年平均 8 回の借入を行い、1 回の平均借入額は 375 ドル、その利払いは 520 ドルであった<sup>66</sup>。こうした中で、低コスト・少額消費者ローンの提供が求められていたため、OCC は公式に規制下にある銀行及び信用組合による低コスト・少額ローンの提供を奨励した<sup>67</sup>。

なお、上院郵便銀行法案は、4 月 25 日に上院に提案され、上院国土安全保障及び政府問題委員会に付託された。関連法案として下院でも同名法案（H.R.5816）が 5 月 15 日に提案され、同日、下院監視及び政府改革委員会と下院金融サービス委員会に付託された。上下両院とも、以後、進展は無く廃案となった<sup>68</sup>。

郵便銀行法案について、2018 年夏時点で USPS は支持・不支持を表明していなかった。しかし、連続赤字を計上している USPS にとって「新たな収入原」となり得るサービスへの関心は高いようだ<sup>69</sup>。

### ④ 第 116 議会（2019 年 1 月 3 日～2021 年 1 月 3 日）

第 116 議会では、民主党のバーニー・サンダース上院議員とアレクサンドリア・オカシオコルテス下院議員による提案が注目された<sup>70</sup>。両議員は、大手金融機関や大手小売店などが提供しているクレジットカードの手数料や金利が高過ぎるとして、最高金利を 15%に制限する法案（“Loan Shark Prevention Act”, H.R.2930 および S.1389）を議会に提出するとともに、「小切手の換金とペイデイローンに対するアクセシブルでアフォーダブルな代替先」として、基礎的な郵便銀行サービスを構築・拡大すると提案した（2019 年 5 月 9 日）。SNS に示された提案によれば、USPS に付与される金融

<sup>66</sup> [http://www.pewtrusts.org/~media/legacy/uploadedfiles/pcs\\_assets/2012/pewpaydaylendingreportpdf.pdf](http://www.pewtrusts.org/~media/legacy/uploadedfiles/pcs_assets/2012/pewpaydaylendingreportpdf.pdf)

<sup>67</sup> <https://www.occ.treas.gov/news-issuances/news-releases/2018/nr-occ-2018-51.html> ; 他の規制機関の動きについては <https://www.cnbc.com/2018/05/24/big-banks-get-green-light-to-make-short-term-small-dollar-loans.html>

<sup>68</sup> <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-bill/2755>,  
<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/5816>（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）

<sup>69</sup> <https://www.motherjones.com/politics/2018/08/kirsten-gillibrand-has-an-ambitious-plan-to-take-on-payday-lenders-the-post-office/>（閲覧日：2018 年 11 月 5 日）

<sup>70</sup> <https://www.sanders.senate.gov/newsroom/press-releases/senator-sanders-and-representative-ocasio-cortez-unveil-the-loan-shark-prevention-act-to-protect-consumers>（閲覧日：2019 年 10 月 7 日）

サービスには、基本的な決済・貯蓄口座、低利融資、デビットカードの発行、ATM、小切手の換金、送金サービス、オンラインのバンキングサービスなど 7 項目が含まれていた<sup>71</sup>。

民主党のカーستن・ギリブランド上院議員と、バーニー・サンダース上院議員は、郵政公社が特定の金融サービス提供を可能にする合衆国法典改正案（“A bill to amend title 39, United States Code, to provide that the United States Postal Service may provide certain basic financial services, and for other purposes.”, S.4614）を上院に提出し（2020年9月17日）<sup>72</sup>、上院国土安全保障及び政府問題委員会に付託された。同案では、郵政公社の事業を定めた現行法<sup>73</sup>の一部を改正し、金融サービスの提供を可能にすることを目指した。

その他、民主党シェロッド・ブラウン上院議員が上院に提出した **Banking for All Act**（S.3571）（2020年3月23日）<sup>74</sup>では、FRB が支援する FedAccount を通じた基本的な口座普及のための制度整備、デジタル・ドルの活用、顧客接点として USPS の郵便局の活用が含まれていた。

#### ⑤ 第 117 議会（2021 年 1 月 3 日～2023 年 1 月 3 日）

第 117 議会では、民主党のイルハン・オマル下院議員らが 2021 年支援法案（**SUPPORT Act of 2021, H.R. 4895**）を提出し、下院歳入委員会および金融サービス委員会に付託された（2021年7月30日）<sup>75</sup>。同法案では、ベーシックインカム試験導入にかかる制度整備と合わせて、ブラウン上院議員の **Banking for All Act**（S.3571）法案の内容を踏襲し、FedAccount を通じた基本的な金融サービスへのアクセス確保、顧客接点として USPS の郵便局の活用、FRB および USPS の協力推進等が含まれていた。

また民主党のカーستن・ギリブランド上院議員とジェフ・マークリー上院議員、バーニー・サンダース上院議員らは、郵政公社が特定の金融サービス提供を可能にする合衆国法典改正案（“A bill to amend title 39, United States Code, to provide that the United States Postal Service may provide certain basic financial services, and for other purposes.”, S.3891）を再度提出し、上院国土安全保障及び政府問題委員会に付託された。（2022年3月22日）<sup>76</sup>。同案では、基本的な金融サービスとして、低コストの少額融資、小口当座預金口座、利付き普通預金口座、送金サービス等を想定していた。

#### (4) 「Executive Order on the Task Force on the United States Postal System （USPS タスクフォースに関する大統領令）」（2018 年 4 月 12 日公表）

トランプ前大統領は、2018 年 4 月 12 日、USPS に関するタスクフォースの設立に関する大統領令を公布した<sup>77</sup>。この大統領令には、USPS を利用している米オンライン小

<sup>71</sup> <https://medium.com/@SenSanders/senator-bernie-sanders-and-representative-alexandria-ocasio-cortez-s-plan-to-stop-big-banks-and-1817c205587b>（閲覧日：2021年1月15日）。閲覧日時点では、郵貯に関してはギリブランド法案が提出されている。

<sup>72</sup> <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/4614?q=%7B%22search%22%3A%5B%22%5C%22united+states+postal+service%5C%22%22%5D%7D&r=120&s=1>（閲覧日：2021年1月15日）

<sup>73</sup> <https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title39&edition=prelim>（閲覧日：2021年1月15日）

<sup>74</sup> <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/3571?q=%7B%22search%22%3A%5B%22%5C%22FedAccount%5C%22%22%2C%22%5C%22FedAccount%5C%22%22%5D%7D&r=3&s=2>（閲覧日：2021年11月30日）

<sup>75</sup> <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/4895?r=1&s=4>（閲覧日：2021年11月30日）

<sup>76</sup> <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/3891?r=1&s=2>（閲覧日：2023年1月10日）

<sup>77</sup> <https://www.federalregister.gov/documents/2018/04/18/2018-08272/task-force-on-the-united-states-postal-system>

売大手アマゾンに攻撃する意図があるとされた<sup>78</sup>。アマゾン CEO ジェフ・ベゾス氏はワシントンポスト紙のオーナーであり、トランプ前大統領は同紙の報道を批判した。

大統領令は、従業員の年金債務や退職者医療給付に対する資金的な備えが十分ではないとして、USPS の改革を求めている。大統領令によれば、USPS は 2007-2009 年の景気後退以来、650 億ドルの累積赤字を出しており、退職者医療給付のための積立不足が 2017 年度末時点で 380 億ドルに達したという。

タスクフォースは米財務長官を議長とし、米行政管理局（Office of Management and Budget, OMB）局長等から構成され、次の項目を評価した。すなわち、①配送市場の拡大とプライシング及び USPS の役割、②郵便市場の衰退と、USPS の自己ファイナンス及び USPS の手紙配送及びメールボックス事業の独占への示唆、③テクノロジー、E-コマース、マーケティング・プラクティス、消費者ニーズの変化を踏まえた「ユニバーサルサービスの義務」の定義、④米国経済と、僻地・コミュニティ・スモールタウンにおける USPS の役割、⑤USPS のビジネスモデル、人員、オペレーション、コスト、プライシングの状況、である。

これらの評価を踏まえ、タスクフォースは大統領に対して行政及び法的改革の勧告を行うとした<sup>79</sup>。

2018 年 12 月に発表された報告書では、USPS に対して、新たな収入源の確保が勧告された。しかし、USPS が有する専門的知識の狭さや資本の少なさを理由として、郵便事業以外の新分野への進出については追求すべきでないと言われ、その例として郵貯事業（postal banking）が挙げられた<sup>80</sup>。

#### (5) 「U. S. Postal Service: Congressional Action Is Essential to Enable a Sustainable Business Model (USPS: 事業継続には議会の介入が不可欠)」(2020 年 5 月 7 日公表)

米国政府説明責任局（Government Accountability Office, GAO）は、連邦議会による要請を受けて USPS に関する調査報告書を公表した<sup>81</sup>。

USPS は 2007 年から 2019 年まで 13 会計年度連続赤字を記録し、780 億ドルの損失を計上した。GAO は同事業を 2009 年以来ハイリスク事業<sup>82</sup>として指定してきたことから、USPS の主たる課題、国内事業者・海外郵便事業者との比較、USPS の現行ビ

<sup>78</sup> たとえば以下の報道を参照；

ウォールストリートジャーナル（2018 年 4 月 4 日）「トランプ氏のアマゾン批判、根強い嫌悪感の背景は」

<https://jp.wsj.com/articles/SB11930992082323024600004584147890918033218>

ロイター（2018 年 4 月 5 日）「トランプ大統領、米アマゾン巡り政策「真剣に検討」へ」

<https://jp.reuters.com/article/amazon-com-trump-idJPKCN1HC1ZW>

日本経済新聞（2018 年 7 月 24 日）「トランプ氏、アマゾンを再び批判」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO33320020U8A720C1000000/>

<sup>79</sup> 評価と勧告をまとめた報告書の大統領への提出は、大統領令公布後、120 日以内とされ、2018 年 8 月 10 日が期限とされている。

<sup>80</sup> [https://home.treasury.gov/system/files/136/USPS\\_A\\_Sustainable\\_Path\\_Forward\\_report\\_12-04-2018.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/136/USPS_A_Sustainable_Path_Forward_report_12-04-2018.pdf)

<sup>81</sup> 米国政府説明責任局 “U. S. Postal Service: Congressional Action Is Essential to Enable a Sustainable Business Model” (2020 年 5 月 7 日)

<https://www.gao.gov/assets/710/706729.pdf>

<sup>82</sup> GAO は 1990 年から政府の業務のうち、無駄、詐欺、悪用、不正管理のリスクがある領域や、広範な改革が必要な領域を「ハイリスク」として特定し、報告している。2023 年 4 月時点で 37 の領域がハイリスク事業に指定されており、USPS の財務的な持続性の他には、国家のサイバーセキュリティの確保、NASA の調達管理、雇用保険制度などが挙げられている。

ビジネスモデルにおける基本要素を検証し、議会が検討すべき措置を特定し、報告書として取りまとめた（ハイリスク事業については、脚注 68 参照）。具体的には、①USPS を取り巻く事業関連規制の分析、②財務・経営にかかる年次報告書の評価、③USPS 監察局、郵政規制委員会（PRC）、USPS タスクフォース等、第三者機関による報告書の検証、④国内関連事業者および海外郵便事業者（オーストラリア、フランス、ドイツ、ニュージーランドの 5 カ国郵便事業者）について、事業環境や経営課題の克服についての取り組みについて比較分析を行った。本件成果として、連邦議会は USPS に対して以下のような措置を検討することを推奨すると報告した。

- ・ 国民が必要とするサービスレベルを再評価し、過剰サービスとなっているサービスの廃止等を検討する
- ・ USPS が達成可能な範囲で財務自立性を維持できるよう、関連する法規制の変更を検討する。
- ・ USPS の制度的構造を再評価し、適正化を検討する。

(6) 「U.S. Postal Service Primer: Answers to Key Questions about Reform Issues (USPS 入門：改革に向けた主要な問題への回答)」(2021 年 9 月 23 日公表)

GAO は、USPS に関する 2020 年の報告における提言に関連し、連邦議会委員会の検討材料として報告書を公表した<sup>83</sup>。USPS では、2007 年から 14 会計年度連続赤字であり、2020 年には 870 億ドルの損失を計上し、累積負債は 1,880 億ドルに達している。こうした事実をふまえ、USPS のコスト削減努力、退職者給付支払能力、ビジネスモデル改善のための議会の関与可能性について議論を深めることを目指し、先行調査研究などのレビューを行った。また USPS の将来像や郵便サービスの水準、組織の在り方などの重要な論点について、議会の関与と抜本的な改革が不可欠であるとして、再度提言された。

報告書では、財務改善策の一環として、諸外国の郵便事業者の事例より、①小包サービスへの注力、②インフレ率を考慮した郵便料金改定、③銀行業務など郵便以外の業務への参入認可等が検討事項として挙げられた。その内、銀行業務や金融サービスについては、現状の USPS では専門知識や資本が不足しており、また将来参入するとした場合でも専門人材の育成、関連する IT 投資に更なるコストの発生が懸念されると指摘した。

(7) 「U.S. Postal Service: Better Incorporating Leading Practices for Project Management Could Benefit Strategic Plan Implementation (USPS : (GAO が推奨する) プロジェクト管理の優れた実践基準をより着実に取り入れることにより、戦略計画の実施をさらに推進できる可能性がある)」(2023 年 7 月 20 日公表)

GAO は、USPS が 2021 年 3 月に発表した 10 年戦略計画「Delivering for America」の実施状況について、レビューを行った<sup>84</sup>。USPS は上述の通り、2009 年以降 GAO よ

<sup>83</sup> 米国政府説明責任局 “U.S. Postal Service Primer: Answers to Key Questions about Reform Issues” (2021 年 9 月 23 日) <https://www.gao.gov/assets/gao-21-479sp.pdf#page=34&zoom=100,133,52>

<sup>84</sup> 米国政府説明責任局 “U.S. Postal Service: Better Incorporating Leading Practices for Project Management Could Benefit

りハイリスク事業に指定されている。レビューの結果、GAO は、USPS の戦略計画は経営と収益を改善する可能性があるが、計画の適切な実行が必要であると指摘した。USPS の戦略計画ポリシーのために GAO が適用した 11 の優れたプロジェクト管理の実践基準に対しては、6 は完全または実質的に問題なく管理されているが、他の 5 については部分的または不十分にしか管理されていないと評価した。例として、USPS はプロジェクトから得られた教訓を活用するシステムがなく、また、監督の枠組みの中では独立したレビューの体制を構築しているものの、監督活動の結果が文書化されていなかった。GAO は、USPS が戦略計画プロジェクト実施ガイダンスを改訂し、教訓の特定と普及を含む 5 つのプロジェクト管理の優れた実践基準を組み込むことなど、6 つの勧告を行った。USPS は 6 つの勧告のうち 4 つに同意し、他の 2 つの勧告には部分的に同意した。GAO は、すべての勧告を完全に実施することが USPS の戦略計画の実施に利益をもたらすと主張している。

## (8) 米国議会における最近の動き

2024 年 12 月 19 日、カーステン・ギリブランド上院議員と、バーニー・サンダース上院議員は、USPS に基本的な金融サービスの提供を許可する法案「Postal Banking Act (S.5627)」を提出した。この法案は、USPS が以下の金融サービスを提供できるようにすることを目的としている<sup>85</sup>。

- 最大 500 ドルの低額無担保ローン（年間最大 1,000 ドルまで）
- 小切手の現金化や送金サービス
- 預金口座の開設と維持

この法案は、上院の国土安全保障・政府改革委員会に付託されたが、議会での審議は進んでいないようである。

一方で、郵便貯金の導入には反対の声もある。例えば、米国の信用組合団体「America's Credit Unions」の代表は、USPS が金融サービスを提供することはその目的や権限を超えていると主張している<sup>86</sup>。

---

Strategic Plan Implementation” (2023 年 7 月 20 日) <https://www.gao.gov/products/gao-23-105297>

<sup>85</sup> [https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/5627/text?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/5627/text?utm_source=chatgpt.com)

<sup>86</sup> [https://www.americascrreditunions.org/news-media/news/postal-banking-beyond-usps-purpose-powers?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.americascrreditunions.org/news-media/news/postal-banking-beyond-usps-purpose-powers?utm_source=chatgpt.com)

## 第3章 民間リテール金融機関の概要

リテール向けの金融サービスを提供する金融機関として、商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合が主たる役割を果たしている。貯蓄金融機関と信用組合はスリフト (thrifts) と呼ばれている。個人が預金口座を開設できる金融機関のうち商業銀行が占めるシェアは、資産規模では **95.2%**、預金残高、融資残高では **94.7%**、**94.8%**である (2025年6月末)<sup>87</sup>。ここではリテール金融サービスを提供している銀行のうち、総資産国内上位3行である JP モルガン・チェース、バンク・オブ・アメリカ、ウェルズ・ファーゴを取り上げる。

### 1. JP モルガン・チェース

JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーは、数多くの金融機関を前身に持つ金融持株会社であるが、その最古の源流は1799年にニューヨークで設立されたマンハッタン・カンパニーにさかのぼることができる。現在に続く流れは、2000年のJ.P.モルガンとチェース・マンハッタン銀行との合併、続いて2004年バンク・ワン、2008年ベアースターンズ・カンパニー・インクおよび貯蓄貸付組合ワシントン・ミューチュアル等の買収を通じて、米国最大規模の資産を保有する銀行となった<sup>88</sup>。米国内のリテール金融、中小企業金融では「チェース」ブランドを、世界60カ国以上に展開する法人・投資銀行事業では「JP モルガン」ブランドを通じてサービス提供を行っている。2023年5月には経営破綻したファースト・リパブリック・バンクを買収<sup>89</sup>。全米での預金シェアが10%を超えていた JP モルガン・チェースは、通常であれば連邦法により買収することはできないが、破綻銀行の配収は例外とのことで救済買収が実現した。

2024年末時点のグループ全体の収益 (total net revenue) は1,776億ドル (対前年比12.3%増) である。ROEは前年の17%から18%に改善し、total capital ratioは前年と同じく18.5%となった<sup>90</sup>。

#### (1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

JP モルガン・チェースの2024年末時点の総資産は4兆0,028億ドルで、米国商業銀行の総資産に占める割合は16.8%である。預金残高は2兆4,060億ドル、融資残高は1兆3,480億ドルである。従業員数は、世界全体で31.7万人以上である。顧客数は、国内リテール事業で8,200万世帯以上で、個人に加えて個人事業主、小規模事業者にも対応している。支店数は4,966である (2024年12月末)<sup>91</sup>。

<sup>87</sup> <https://www.fdic.gov/quarterly-banking-profile/statistics-glance-industry-pdf-second-quarter-2025.pdf> (閲覧日：2025年10月20日)

<https://www.fdic.gov/analysis/quarterly-banking-profile/statistics-at-a-glance/2023jun/industry.pdf>

<sup>88</sup> JP Morgan & Co. ウェブサイト <https://www.jpmorganchase.com/about/our-history> (閲覧日：2024年5月27日)

<sup>89</sup> <https://www.ft.com/content/oc61a540-e6be-4bca-8054-841d9983756b>

<sup>90</sup> JP Morgan & Co. “Annual Report 2024” “Financial Highlights”

<sup>91</sup> JP Morgan & Co. “Annual Report 2024” “Financial Highlights”

図表 5: 総資産、預金残高、融資残高 (億ドル) (各年 12 月末)

	2023 年	2024 年	前年比
総資産	38,758	40,028	3.3%
融資残高	13,237	13,480	1.9%
顧客預金	24,007	24,060	0.2%

(出所) JP Morgan Chase & Co. “Annual Report 2024 Financial Highlights”

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

主な当座預金および貯蓄預金の商品概要は以下の通りである。下記に加えて、若年層向けに年齢制限付預金商品を設定している。また当座預金口座を通じてオンラインサービス (Chase Online Banking、Online Bill Payment、Chase Mobile Banking) の利用、貯蓄口座への自動積立等が可能となっている。

口座維持手数料は、預入金額および関連口座残高等に応じて無料となる商品もあるが、当座預金口座は月額 4.95~35 ドル、貯蓄口座は月額 5~25 ドルである。

図表 6: 主要な個人向け口座の概要 (2025 年 6 月時点)

種別	商品名	預入金額	金利	口座維持手数料	主な特徴
当座	Chase Secure Checking	\$0	-	\$4.95	<ul style="list-style-type: none"> <li>Bank On 認証アカウント</li> <li>オンライン請求書決済手数料無料</li> <li>オンライン送金手数料無料</li> <li>窓口における送金手数料無料</li> <li>当座貸越、小切手作成、電信送受金、貸金庫開設不可</li> </ul>
	Chase Total Checking	(\$500)	-	\$15	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入金額または関連口座残高により口座維持手数料無料</li> <li>国内他行 ATM 利用料金 \$3/~/5/回</li> <li>\$50 未満の当日中当座貸越無料</li> </ul>
	Chase Premier Plus Checking	(\$15,000)	地域により異なる	\$25	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入金額または関連口座残高により口座維持手数料無料</li> <li>小切手発行無料</li> <li>国内他行 ATM 利用 4 回/月</li> <li>\$50 未満の当日中当座貸越無料</li> <li>窓口取扱い手数料無料 (小切手取扱、電信送受金等)</li> </ul>
	Chase Sapphire Checking	(\$75,000)	地域により異なる	\$25	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入金額または関連口座残高により口座維持手数料無料</li> <li>米国および海外 ATM 利用料無料</li> <li>当座貸越の手数料 4 営業日無料</li> <li>デビットカード外国為替手数料無料</li> <li>カード停止・再発行等手数料無料</li> <li>電信送受金手数料無料</li> <li>窓口取扱い手数料無料 (小切手取扱、電信送受金等)</li> </ul>
	Chase Private Client Checking	(\$150,000)	地域により異なる	\$0 (預入金額 \$150,000 の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入金額または関連口座残高により口座維持手数料無料</li> <li>米国および海外 ATM 利用料無料</li> <li>当座貸越の手数料 4 営業日無料</li> <li>デビットカード外国為替手数料無料</li> <li>カード停止・再発行等手数料無料</li> <li>電信送受金手数料無料</li> <li>窓口取扱い手数料無料 (小切手取扱、電信送受金等)</li> <li>専任のアドバイザー等やローン金利の優遇</li> </ul>

3 蓄	Chase Savings	(\$300)	地域により異なる	\$5	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入金額、自動積立\$25以上、または決済口座併用により口座維持手数料無料</li> <li>預金引出制限手数料\$5・月3回まで</li> </ul>
	Chase Premier Savings	(\$15,000)	地域により異なる	\$25	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入金額または決済口座 (Premier Plus/Sapphire) 併用により口座維持手数料無料</li> <li>預金引出制限手数料\$5・月3回まで</li> <li>米国および海外 ATM 利用・外国為替手数料無料</li> <li>決済口座 (Premier Plus/Sapphire) 併用の場合、決済口座取引状況に応じて優遇金利 0.02%を適用</li> </ul>
	Chase Private Client Savings	—	地域により異なる	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>Chase Private Client Checking 口座保有者のみ開設可能</li> <li>優遇金利 0.02%を適用</li> </ul>

(注) 預入金額は、口座維持手数料が無料となる条件の一つとして記載した。

商品情報閲覧にはウェブサイト上で居住地郵便番号の入力が要件であったため、NY州の郵便番号を入力して得られた情報を記載した。

(出所) JP Morgan Chase Bank ウェブサイトを元に作成 (閲覧日: 2025年10月22日)

<https://personal.chase.com/personal/checking>

<https://www.chase.com/personal/savings/savings-account>

<https://www.chase.com/content/dam/chase-ux/documents/personal/checking/ABSF-en.pdf>

### (3) 提供商品

当座預金口座、貯蓄預金口座、譲渡性預金を提供している。また、クレジットカード、自動車ローン、不動産ローン、学資ローン、各種保険（自動車、住宅等）、投資口座（証券、ETF、オプション、債券、投資信託）、個人年金、資産運用サービス等を提供している<sup>92</sup>。

### (4) 子会社、関連会社への出資状況

国内外に 18 社の子会社を有する<sup>93</sup>。主要子会社としては、国内事業では銀行子会社である JP モルガン・チェース・バンク、証券子会社 JP モルガン・セキュリティーズの他、決済および資産運用の子会社を有する。海外主要子会社としては、英国、ドイツ、ルクセンブルク、日本、インドに銀行、証券、資産運用等の子会社を有する (2024年12月末時点)。

### (5) ESG投資

気候変動への対応と持続可能な開発への貢献という目標に向けて、2020年には 2,000 億ドルの融資目標を設定し、同年中に達成した。翌 2021 年には、取り組みを強化すべく、2030 年末までの 10 年間の目標として、関連分野へ 2.5 兆ドル以上の長期的な資金提供を発表した。重点分野として 3 つの分野 (①低炭素経済への移行促進、②開発金融を通じた新興国における SDGs 達成支援、③先進国における経済的包摂の推進) を設定し、全社的な取り組みを推進している。

<sup>92</sup> JP Morgan Chase Bank ウェブサイト (閲覧日: 2025年10月22日)

<sup>93</sup>[https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/19617/000001961725000270/corp10k2024exhibit21.htm?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/19617/000001961725000270/corp10k2024exhibit21.htm?utm_source=chatgpt.com) SEC Filings, Form 10-K Exhibit 21 (閲覧日: 2025年10月22日)

2022年においては、①700億ドルの資金提供（目標は2030年までに1兆ドル）、②870億ドルの資金提供、③400億ドルの資金提供、をそれぞれ実行した。<sup>94</sup>

2023年のESGレポートによれば、同社の環境サステナビリティ戦略では、「グリーン・ソリューションの拡大」「環境・社会・経済のバランス」「自社オペレーションの環境影響最小化」を三つの軸としている。また、2023年のハイライトとして、同社は「グリーン目的（＝サステナブル・デベロップメント・ターゲットの“Green”部分）への融資・ファシリテーション額が660億ドルであった。さらに、8つのセクターにわたる「融資・ファシリテーションによる絶対排出量（financed & facilitated emissions）」を公表し、さらに「石油・ガス使用（Oil & Gas End Use）」から「エネルギー・ミックス（Energy Mix）」への目標枠の拡張を行っている<sup>95</sup>。

## (6) TCFD提言への対応

2017年12月にTCFD提言への賛同を表明し、2019年5月に提言に基づく初の開示報告書として「気候関連リスクと機会の理解（Understanding Our Climate-related Risks and Opportunities）」を公表した。2021年4月には、同報告の更新版として「2020 ESG 報告書（2020 Environmental Social & Governance Report）」を公表した<sup>96</sup>。ESG報告書は、その後も毎年公表されている。

2021年、石油・ガス、電力、自動車製造の3部門における2030年の排出量削減目標等を含む「JP モルガンのカーボン・コンパス」を公表するとともに、追加目標として2030年までに拠点ベースのスコープ1・2の温室効果ガス排出量を2017年基準で40%削減することを発表した<sup>97</sup>。2022年には、新たに鉄鋼、セメント、航空の3部門を排出量削減対象分野として発表した。

2023年5月には、80万トンの二酸化炭素を大気中から除去・貯蔵することを目的とした契約を発表。これまでに発表された炭素除去購入の中で最大の規模の一つとなる<sup>98</sup>。

2024年の各種報道によると、同行は、気候変動の国連責任投資原則（PRI）や機関投資家などが、温室効果ガス排出量の多いグローバル企業に削減推進を求める取組である「CA100+（Climate Action 100 plus）」からの脱退を発表した。同行の投資部門は投資に関する独自の行動規範を作成したのが理由であるとし

<sup>94</sup> JP Morgan Chase & Co. “2022 Environmental Social & Governance Report” P. 6-12

<sup>95</sup> <https://www.jpmorganchase.com/content/dam/jpmorganchase/documents/about/jpmc-sustainability-report-2024.pdf>

<sup>96</sup> JP Morgan Chase & Co. “2020 Environmental Social & Governance Report” P. 4, P. 56

<sup>97</sup> JP Morgan Chase & Co. “2022 CLIMATE REPORT” P.8-9

<sup>98</sup> JP Morgan Chase & Co., May 23, 2023, “JPMorgan Chase seeks to scale investment in emerging carbon removal technologies, announces agreements intended to durably remove and store 800,000 tons of carbon”  
<https://www.jpmorganchase.com/news-stories/jpmorgan-chase-seeks-to-scale-investment-in-emerging-carbon-removal-technologies>

ており、政治的な理由は掲げていない<sup>99</sup>。

2024年のサステナビリティ・レポート<sup>100</sup>では、TCFD 勧告に沿った情報開示を更新した。新たに「エネルギー供給融資比率（ESFR）」などの指標を導入し、低炭素移行支援を強調するとともに、取締役会レベルでの気候リスク監督体制を明示し、地域別 TCFD 報告（英国・シンガポールなど）も発行した。

以上から、TCFD 活動終了後も、同枠組みを基礎にした開示を継続強化していることが伺える。

## (7) その他

2023年5月、同行は破綻したファースト・リパブリック・バンクを買収した。同行のアンニュアル・レポートによれば、この買収は規制当局からの要請によるものである。買収により、30億ドルの利益を得ることができるが、一方でコスト負担、165にもわたるシステム統合も強いられる。ファースト・リパブリック・バンクの職員5,000人を再雇用し、顧客でのサービスも継続するとのことである<sup>101</sup>。

同行は、2025年10月に向こう10年間で1.5兆ドル規模の「Security and Resiliency Initiative（安全保障・回復力強化イニシアティブ）」を発表した<sup>102</sup>。

内容は「クリティカル産業（重要鉱物、エネルギーインフラ、先端製造、国防・宇宙・AI・量子など）」への投融資・支援を強化するというものである。

金融機関が国の安全保障や産業政策領域への大規模に関与を明言しており、金融だけでなく、製造・サプライチェーン・先端技術という非金融領域に金融支援の役割を拡張しようというものであり興味深い。

---

<sup>99</sup> <https://jp.reuters.com/markets/japan/funds/6WWDWJ6XEZOMBIFCRZXA3Q3EOM-2024-02-15/>

<sup>100</sup> <https://www.jpmorganchase.com/content/dam/jpmorganchase/documents/about/jpmc-sustainability-report-2024.pdf>

<sup>101</sup> JP Morgan & Co. “Annual Report 2023”, P, 18 <https://www.jpmorganchase.com/content/dam/jpmc/jpmorganchase-and-co/investor-relations/documents/annualreport-2023.pdf>

<sup>102</sup> [https://www.jpmorganchase.com/newsroom/press-releases/2025/jpmc-security-resiliency-initiative?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.jpmorganchase.com/newsroom/press-releases/2025/jpmc-security-resiliency-initiative?utm_source=chatgpt.com)

## 第4章 最近の金融動向と今後の展望

### 1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向

#### (1) フィンテックの動向

##### ① フィンテックの概要

フィンテック (FinTech) とは、Finance と Technology を組み合わせた造語であり、世界経済フォーラムによると、フィンテックは IT と革新的なビジネスモデルを融合させた新しい金融サービスと定義される。フィンテックの分野として、①決済システム、②資金調達プラットフォーム、③銀行・融資サービス、④投資・資産運用、⑤保険、⑥市場インフラの6つの分野が挙げられ、既存の金融サービスの機能を代替する存在となってきた。

図表 7: フィンテックの分野とサービス

分野	サービス
決済システム	キャッシュレス決済 : モバイルペイメント、複数の支払い口座の統合サービス
	電子決済テクノロジー : 暗号通貨、電子通貨、P2P 海外送金
資金調達プラットフォーム	クラウドファンディング : スマート人材雇用、投資評価
銀行・融資サービス	代替融資サービス : P2P 融資、SNS を活用した信用情報(クレジットスコア)
	顧客のニーズへの対応 : 複数の銀行口座へのアクセス
投資・資産運用	投資家向けサービス : ロボットアドバイザー、ソーシャルトレーディング、アルゴリズム取引
	金融企業向けサービス : クラウド、アナリティクス、企業間取引支援
保険	保険対象の変化 : シェアリングエコノミー、自動運転車
	コネクテッド保険 : IoT やウェアラブルを活用した保険
市場インフラ	市場プラットフォーム : データの自動収集とアナリティクス
	テクノロジー : 人工知能、金融情報の自動解析、SNS 上の情報の感情分析

(出所) 八山幸司「米国におけるフィンテックに関する取り組みの現状」(日本貿易振興機構 JETRO、調査レポート、2016年2月)  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/02/b382e64ca6adbdd6.html> (閲覧日: 2018年10月2日)

##### ② 米国におけるフィンテック市場の成長

KPMG の調査によれば、フィンテック市場に対する全世界の投資額・件数 (ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ、M&A) は、2022年に1,641億ドル、6,006件に達した<sup>103</sup>。2012年には年間で90億ドル程度に留まっていたが、その後投資額が拡大し、特に2018年に入って急増した。2021年は2,389億ドル、7,321件と過去最高を記録していた。

2022年には616億ドルの資金がフィンテック企業に投じられた(件数は2,222件)。特に2022年後半には、Vista Equity Partnersによる税務管理ソフトメーカーAvalara

<sup>103</sup> KPMG “The Pulse of Fintech H2 2022” (February, 2022) :  
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/au/pdf/2023/the-pulse-of-fintech-h2-2022.pdf>  
 (閲覧日: 2023年9月15日)

の84億ドルでの買収、EQTによる売掛金自動化のBilltrust買収（17億ドル）、レグテックプロバイダーのComputer Services Incの16億ドルの買収など、大きなM&A案件があった。またフィンテック企業に対するベンチャー・キャピタルやプライベート・エクイティによる投資も活発だった。プライベート・エクイティの取引で最大の案件は、AvantのAres Management Alternative Credit fundsからの資金調達2億5,000万ドルだった。

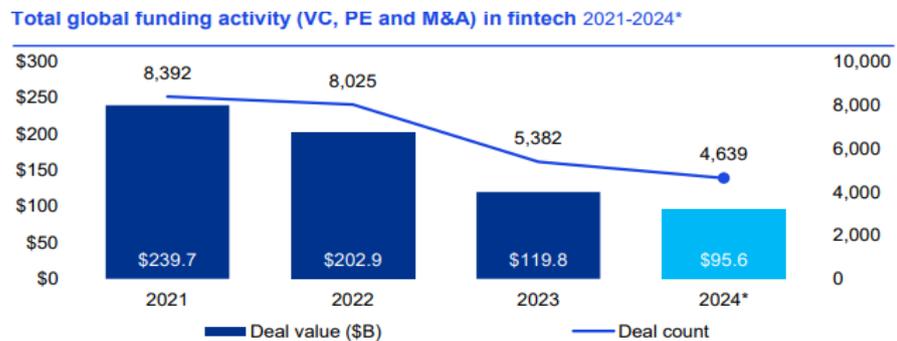
しかし、2023年には投資額が1,137億ドル、4,547件と5年ぶりの低水準となった。この要因としては、高金利継続による企業活動の減退、混迷するウクライナ・中東情勢が挙げられている。

最も投資額が大きいのはペイメント分野であり、また、AIへの投資も120億ドルと堅調な動きとなっている。また、フィンテックへの規制強化の動きの中でRegtec（複雑化する規制に効果的に対応するための技術）に対する需要が喚起されるとともに、Asset Tokenization（特定の資産をデジタルトークンに変換する技術）も注目されている<sup>104</sup>。

2024年の世界のフィンテック投資額は、4,639件の取引で総額956億ドルとなり、2017年以来の低水準となった。地域別では、アメリカ大陸が638億ドル（うち米国は507億ドル）、ヨーロッパ・中東・アフリカが203億ドル、アジア太平洋地域が114億ドルとなっている。

しかし、第3四半期から第4四半期にかけて投資額が180億ドルから259億ドルに増加し、回復の兆しが見られる<sup>105</sup>。

図表 8: 世界のフィンテック企業への投資額



(出所) KPMG “The Pulse of Fintech H2 2024” (February, 2025) :

2020年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、米国ではフィンテック事業に対する市場の評価が高まっている。感染症拡大防止のための外出制限や都市封鎖により、Eコマース関連市場は前年比で30%以上の成長が推計<sup>106</sup>される等好調であったことから決済サービスの利用が拡大した。例えばペイパルの2020年売上高は前年比22%増の214.5億ドルで、過去最高であった<sup>107</sup>。2020年10月には時価総額でバンク・オブ・ア

<sup>104</sup> KPMG “The Pulse of Fintech H2 2023” (February, 2024)  
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/xx/pdf/2024/02/pulse-of-fintech-h2-2023.pdf>

<sup>105</sup> [https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmgsites/xx/pdf/2025/02/pulse-of-fintech-h2-2024.pdf.coredownload.inline.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmgsites/xx/pdf/2025/02/pulse-of-fintech-h2-2024.pdf.coredownload.inline.pdf?utm_source=chatgpt.com)

<sup>106</sup> U.S. Census Bureau, “Monthly Retail Trade” <https://www.census.gov/retail/index.html> (閲覧日：2023年1月20日)

<sup>107</sup> Paypal “Q4-20 Investor Update, February 3, 2021” (閲覧日：2023年9月15日)

アメリカを上回った<sup>108</sup>。同様に、スクエア<sup>109</sup>（当時）も決済サービスの拡大に加えてコロナ給付金の受取口としても機能して利用者を拡大し、同時期モルガン・スタンレーの時価総額を上回った。

その他、大手 IT 事業者によるフィンテック事業参入も相次いで発表された。2019 年にはアップルがゴールドマンサックスと提携しクレジットカードの提供を始め、2022 年には後払いサービス「バイ・ナウ・ペイ・レーター（BNPL）」の提供や、キャッシュバックを受け取る銀行口座の提供を発表した<sup>110</sup>。2020 年 6 月、アマゾンゴールドマンサックスと提携し、販売事業者向けに最大 100 万ドルの融資を提供すると発表した<sup>111</sup>、2021 年 8 月にはアファーム・ホールディングスと提携し、若年層の利用が多い BNPL を提供している<sup>112</sup>。グーグルはデジタル銀行プロジェクト「Cache（キャッシュ）」について、従来の Citi および Stanford Federal Credit Union の 2 行に加えて、2020 年には新たに 6 行（Bank Mobile、BBVA USA、BMO Harris、Coastal Community Bank、First Independence Bank、State Employees Federal Credit Union:SEFCU）の参加と<sup>113</sup>、「モバイル・ファースト」のオンライン銀行として 2021 年サービス開始としていたが、2021 年 10 月に同計画の廃止が発表された<sup>114</sup>。2022 年は BNPL が爆発的に増加し、通販事業者と消費者の双方から強い関心が寄せられている。ウォルマートは、独自の BNPL を提供するため、同社が投資するフィンテック企業 One との提供を発表し、2023 年にも開始する計画だと報じられている<sup>115</sup>。

2023 年にも、735 億ドルがフィンテックに投資された<sup>116</sup>。

2023 年には、インターコンチネンタル取引所（ICE）が住宅ローン関連ソフトウェア・データ分析会社ブラック・ナイトを 117 億ドルで買収した。これに対しては、FTC から、住宅ローン関連市場における ICE の価格競争力が強くなり過ぎるとの懸念が示され訴訟が提起されたが、最終的には訴訟は取り下げられた<sup>117</sup>。

証券取引所 Nasdaq は、金融ソフト Adenza 社を 105 億ドルで買収した。Nasdaq にとっては過去最大の買収となるという<sup>118</sup>。

その一方で、フィンテックに対する規制の動きも続いている。

2023 年 6 月 6 日、FRB、FDIC、OCC は共同で、「サードパーティとの関係・リス

---

<https://investor.pypl.com/news-and-events/news-details/2021/PayPal-Reports-Fourth-Quarter-and-Full-Year-2020-Results/default.aspx>

<sup>108</sup> 日本経済新聞、2020 年 10 月 18 日「IT にマネー集中一段と 時価総額、世界で 4 分の 1 迫る」（閲覧日：2023 年 9 月 15 日）<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65152620Y0A011C2NN1000/>

<sup>109</sup> Square ウェブサイト、2021 年 12 月 2 日、「社名を「Square, Inc.」から「Block」に変更」（閲覧日：2023 年 9 月 15 日）<https://squareup.com/jp/ja/press/square-changes-name-to-block>

<sup>110</sup> 日本経済新聞、2022 年 10 月 14 日「Apple Card に銀行口座 キャッシュバックを貯蓄、利息も」（閲覧日：2023 年 9 月 15 日）<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN13EW10T11C22A0000000/>

<sup>111</sup> <https://www.cnbc.com/2020/06/10/amazon-and-goldman-sachs-unveils-small-business-credit-lines-up-to-1-million.html>

<sup>112</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN28oCUoY1A82oC2000000/>

<sup>113</sup> <https://techcrunch.com/2020/08/03/google-signs-up-six-more-partners-for-its-digital-banking-platform-coming-to-google-pay/>

<sup>114</sup> [https://www.wsj.com/articles/google-is-scrapping-its-plan-to-offer-bank-accounts-to-users-11633104001?mod=hp\\_lead\\_pos4](https://www.wsj.com/articles/google-is-scrapping-its-plan-to-offer-bank-accounts-to-users-11633104001?mod=hp_lead_pos4)

<sup>115</sup> Reuters, December 9, 2022, “Walmart plans to offer BNPL loans through its fintech venture - report”（閲覧日：2023 年 9 月 15 日）<https://www.reuters.com/business/retail-consumer/walmart-plans-offer-bnpl-loans-through-its-fintech-venture-report-2022-12-08/>

<sup>116</sup> KPMG “The Pulse of Fintech H2 2023”（February, 2024）

<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/xx/pdf/2024/02/pulse-of-fintech-h2-2023.pdf>

<sup>117</sup> <https://jp.reuters.com/article/black-knight-m-a-ice-ftc-idJPKBN2ZJ05U/>

<sup>118</sup> <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-06-12/RW52B5ToAFB401>

ク管理に関するガイダンス」を公表した。このガイダンスは、銀行とサードパーティであるフィンテック企業との間の交渉・契約・モニタリング等のライフサイクルにおいて、当局が銀行に期待する内容を記述したものである<sup>119</sup>。

CFPB は 2023 年 11 月に、デジタルウォレットやペイメントアプリを提供するビッグテック企業に対する、プライバシーや消費者保護に関する規制案を公表した<sup>120</sup>。

また、Department of Justice と Fair Trade Commission は 2023 年 12 月に共同で、企業合併に関する新たなガイドラインを公表した<sup>121</sup>。これはフィンテック企業を名指ししているわけではないが、今後のフィンテック企業の合併に影響を与えるものと思われる。

2024 年の米国におけるフィンテック投資は、507 億ドルで、前年から減少した。

地政学的な緊張や貿易政策の変化が、投資家の慎重な姿勢を強めているという見方がある。

主な投資としては、2024 年 11 月、ウェルスマネジメントのプラットフォーム提供会社である Investnet は、プライベートエクイティファームであるバイン・キャピタルにより、総額約 45 億ドルで買収された。Investnet は、11 万人以上の金融アドバイザーと提携し、6 兆ドル以上の資産を管理している<sup>122</sup>。

また、2024 年 8 月、キャンパス向けテクノロジーと決済ソリューションを提供する Transact Campus は、Roper Technologies により 16 億ドルで買収された<sup>123</sup>。

## (2) キャッシュレス化の状況

まず、BIS（国際決済銀行）<sup>124</sup>によれば、現金流通残高の対名目 GDP 比率は米国が 9.2%（2021 年）で、社会全体でみた現金への依存度は、主要国の中では平均的な位置にあると言える。

支払い手段の動向については、FRB が継続的に 2 つの調査を行っている。

まず、The Diary of Consumer Payment は、消費者による現金決済の動向に重点を置いてサーベイを行っており、デビットカードやクレジットカード、小切手、電子決済などと比較している<sup>125</sup>。2024 年に消費者が最も活用した支払い手段はクレジットカード（35%）であり、デビットカード（30%）、現金（14%）と続く。2021 年まではデビットカードが最も使用されていたが、コロナ禍によるリモートショッピングの増加に加え、クレジットカードの使用コストが減少したことなどから、クレジットカードの利用の方が増えている。

<sup>119</sup> <https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2023/nr-ia-2023-53a.pdf>

<sup>120</sup> <https://www.consumerfinance.gov/about-us/newsroom/cfpb-proposes-new-federal-oversight-of-big-tech-companies-and-other-providers-of-digital-wallets-and-payment-apps/>

<sup>121</sup> <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/12/federal-trade-commission-justice-department-release-2023-merger-guidelines2023.pdf>（閲覧日：2024 年 6 月 18 日）

<sup>122</sup> [https://newsroom.envestnet.com/2024-11-25-BAIN-CAPITAL-COMPLETES-ACQUISITION-OF-ENVESTNET?utm\\_source=chatgpt.com](https://newsroom.envestnet.com/2024-11-25-BAIN-CAPITAL-COMPLETES-ACQUISITION-OF-ENVESTNET?utm_source=chatgpt.com)

<sup>123</sup> [https://www.cooley.com/news/coverage/2024/2024-08-15-transact-campus-announces-1-6-billion-sale-to-roper-technologies?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.cooley.com/news/coverage/2024/2024-08-15-transact-campus-announces-1-6-billion-sale-to-roper-technologies?utm_source=chatgpt.com)

<sup>124</sup> BIS Statistics Explorer “Payments and financial market infrastructures Updated: 12/04/2023”（閲覧日：2023 年 9 月 15 日） <https://stats.bis.org/statx/srs/table/CT2>

<sup>125</sup> [https://www.paymentsdive.com/news/federal-reserve-consumer-cash-credit-cards-survey-payments/748769/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.paymentsdive.com/news/federal-reserve-consumer-cash-credit-cards-survey-payments/748769/?utm_source=chatgpt.com)

現金使用は減少しているもののまだ第3位の位置を占めており、その遍在性、アクセスしやすさ、そして強固性により、現金の利用は重要性を維持している。

次に The Federal Reserve Payments Study (FRPS) では、消費者および企業による主要な非現金決済に焦点を当てて調査を行っている<sup>126</sup>。同調査によれば、2020年のカード決済は1,244億件、総額7.04兆ドルにのぼる。2019年からの1年間でカード決済件数は2.4%減少、総額では0.6%増えている。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面式カード決済件数が大幅に減少したことが影響しているとしている。非対面式においてはデジタルウォレット、P2P決済など、革新的な決済手段が急成長し、特に銀行が提供するP2P決済の初回利用は、ロックダウンが行われた2020年第2四半期に利用件数が急増したとしている。

### (3) モバイル決済の動向

FDICは銀行口座を持たない世帯(unbanked)に対する「Safe Accounts」の提供を推進しているが(2. 金融包摂の動向を参照)、それに加えてFDICでは「モバイル・バンキングが消費者と銀行とのより持続的な関係構築につながり得るのか」について研究を進めてきた<sup>127</sup>。

グルエンバーグ前FDIC総裁によれば、モバイル・バンキングの可能性が非常に大きいと考えられる理由は、銀行口座を持ってはいるが実際の金融サービスは他の代替的金融サービス機関を使っている世帯(underbanked)の方が、銀行口座を持ち銀行から金融サービスを受けている世帯(fully banked)と比べてスマートフォンを持っているという調査結果から、前者はスマートフォンを使った銀行取引を指向する可能性が高いと推察されることである<sup>128</sup>。またFDICが全米18のフォーカスグループの動向を探った結果、金融サービスを十分には受けていない消費者は、モバイル・バンキングを銀行とのつながりを改善する可能性を持つものと考えていることが示されたという。

FRBでは、2011年以降、消費者によるモバイル金融サービスの利用実態について調査を行ってきた。モバイル・バンキングの利用、決済、消費行動の状況と、モバイル・バンキングがもたらす消費者と金融機関の関係性の変化を捉えることを目的としている。

直近の調査によれば、携帯端末(含むスマートフォン)が広く利用されている。<sup>129</sup>

2024年6月の時点で、米成人の98%が、携帯端末を保有し、内スマートフォン保有率は91%である<sup>130</sup>。なお、スマートフォン保有率は2011年35%、2012年45%、2015年69%、2018年77%であり、上昇傾向にある。

FRBが行った調査では、2022年時点で消費者の74%がモバイル決済を利用し、67%が金融のオンライン取引を店頭での取引よりも好んでいるという結果がある<sup>131</sup>。また38%の消費者がデジタルウォレットを使用していた。本調査では35~54歳のX世代

<sup>126</sup> 連邦準備制度理事会(FRB) Federal Reserve Payments Study (FRPS)  
<https://www.federalreserve.gov/paymentsystems/fr-payments-study.htm>

<sup>127</sup> Martin J. Gruenberg (as FDIC chairman) (2017)

<sup>128</sup> 連邦預金保険公社(FDIC) *Opportunities for Mobile Financial Services to Engage Underserved Consumers: Qualitative Research Findings*, May 25, 2016

<sup>129</sup> <https://www.pewresearch.org/internet/fact-sheet/mobile/>

<sup>130</sup> [https://www.pewresearch.org/internet/fact-sheet/mobile/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.pewresearch.org/internet/fact-sheet/mobile/?utm_source=chatgpt.com)

<sup>131</sup> The Federal Reserve Banks "FEDERAL RESERVE MARKET READINESS BRIEF: Faster, mobile payments go mainstream as Gen X usage catches up to millennials" (閲覧日: 2024年5月29日)  
<https://fedpaymentsimprovement.org/wp-content/uploads/051823-consumer-research-brief-1.pdf>

のユーザーに注目しており、口座残高の確認、支払い金額の即時引き落としといったモバイルデバイスでの金融取引の利用がミレニアル世代（18～34歳）に追いついたと報告している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、E コマースや非接触型決済、取引の安全性向上について、消費者の多くが重視するようになったと分析している。消費者の65%は友人や家族への支払いに迅速な支払い（デジタルウォレットや決済アプリ等の数秒～数時間で受取人に資金提供する電子支払いサービス）を使用する可能性がやや高く、44%は店頭での購入にも迅速な支払いを使用すると回答している。

個人間の送金においても P2P ペイメントの人気の高まっている。Paypal 傘下の Venmo は 6,000 万人のユーザーを擁している。Venmo 内の残高や紐づいた銀行預金からの送金は手数料無料である<sup>132</sup>。仮想通貨機能を拡充し、家族や友人に仮想通貨を送金できるだけでなく、仮想通貨取引所とも相互送金が可能である<sup>133</sup>。

#### (4) リテール決済に関する法規制の状況

米国における金融規制は、拠点所在地、サービス内容、事業規模等に応じて設定されており、フィンテック企業は複数の規制の対象となるとされている<sup>134</sup>。2018年7月31日、米国財務省は規制改革を提言した報告書「経済的機会を創出する金融システム」シリーズの第4弾「ノンバンクと金融技術」を公表した<sup>135</sup>。本報告書は、前述した「金融規制のコア原則」と矛盾する法令等を特定するよう求めた2017年2月3日の大統領令に基づいており、「預金取扱金融機関」（2017年6月12日）<sup>136</sup>、「資本市場」（2017年10月6日）<sup>137</sup>、「資産運用・保険」（2017年10月26日）<sup>138</sup>に続くものである。

米国財務省の「ファクトシート」<sup>139</sup>によれば、「ノンバンクと金融技術」報告書の勧告は次の4つを企図したものである。第1に、消費者金融データと競合上重要な技術に対する効率的かつ責任ある利用の促進である。第2に、ビジネスモデル全般に関わるイノベーションを促進する規制環境の整理である。第3に、特定の業務に関する規制の現代化である。「特定の業務」とは、貸出とサービシング、決済、ウェルス・マネジメントとデジタル・フィナンシャル・プランニングの3つを指す。第4に、実験の促進である。

通貨監督庁（OCC）は、フィンテック企業による特別目的国法銀行（SPNB）免許の申請受け入れ開始を表明した（2018年7月31日、前述の財務省報告④の公表と同日）<sup>140</sup>。申請受け入れ開始に当たり、OCCは政策綱領（OCC Policy Statement）とライセンスマニュアルを公表した。SPNBに認められる業務は、預金、小切手支払い、貸付、信

<sup>132</sup> <https://venmo.com/>

<sup>133</sup> <https://coinpost.jp/?p=456186>

<sup>134</sup> <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=06847002-dc6f-4f51-86eb-a88ccab49fd8>

<sup>135</sup> [https://home.treasury.gov/sites/default/files/2018-08/A-Financial-System-that-Creates-Economic-Opportunities---Nonbank-Financials-Fintech-and-Innovation\\_o.pdf](https://home.treasury.gov/sites/default/files/2018-08/A-Financial-System-that-Creates-Economic-Opportunities---Nonbank-Financials-Fintech-and-Innovation_o.pdf)

<sup>136</sup> <https://home.treasury.gov/system/files/136/archive-documents/A-Financial-System.pdf>

<sup>137</sup> <https://home.treasury.gov/system/files/136/A-Financial-System-Capital-Markets-FINAL-FINAL.pdf>

<sup>138</sup> [https://home.treasury.gov/system/files/136/archive-documents/A-Financial-System-That-Creates-Economic-Opportunities-Asset\\_Management-Insurance.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/136/archive-documents/A-Financial-System-That-Creates-Economic-Opportunities-Asset_Management-Insurance.pdf)

<sup>139</sup> プレスリリースは <https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm447> ; ファクトシートは <https://home.treasury.gov/sites/default/files/2018-07/Nonbank%20Financials%20EO%20-%20Fact-Sheet%20FINAL.PDF>

<sup>140</sup> <https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2018/nr-occ-2018-74.html>

託のいずれかであるが、フィンテック企業に認められるのは、このうち貸付と小切手支払いである。FDIC のマクウィリアムズ総裁も、一般事業会社が銀行を保有することに前向きな姿勢を示している<sup>141</sup>。

しかし、OCC によるフィンテック企業への SPNB 免許付与の動きは停滞を余儀なくされることになった。州政府の銀行監督に対する「越権行為」及び「違憲行為」であるとしてニューヨーク州金融サービス局 (NYDFS) が OCC を訴えた裁判で、2019 年 5 月 2 日、米連邦地裁 (ニューヨーク州南部地区) が審理の継続を認めたためである。これにより当面は、OCC は SPNB の審査や認可を行えなくなった<sup>142</sup>。

2021 年 6 月の控訴審では先の判決が退けられたが、争点であった OCC の越権行為および違憲行為については見解が示されなかった<sup>143</sup>。このため、OCC は SPNB の審査や認可を行えるようになったものの、新規に SPNB 申請を行うフィンテック企業および OCC は、各州の規制当局による新たな訴訟に直面する可能性が懸念された。OCC は NYDFS と協調して消費者保護、安全性、健全性、公正性等の課題に取り組むと表明しているが、既存の銀行制度に SPNB 免許をどのように統合していくか具体的な検討方針は示されなかった。

2022 年 1 月、OCC はフィンテック大手のソーファイに対し、条件付き SPNB 免許付与を行った<sup>144</sup>。既に OCC 監督下にあったカリフォルニア州の地銀ゴールデン・パシフィック・バンコープ (当時) の買収により実現したことから、フィンテック企業による SPNB 認可への先例となった。

OCC は 2023 年 3 月、Office of Financial Technology を設立することを発表した<sup>145</sup>。この組織は、銀行業界における急速な技術発展に対応するための専門性を拡大する目的で設置される。これにより、OCC は金融機関とフィンテック企業のパートナーシップの監督に関する知識と専門性を向上させることができるとされている。

2023 年 6 月には、OCC は FDR 及び FDIC と共同で、“Third-Party relationships Interagency Guidance on Risk Management” を発表した<sup>146</sup>。この中では、各監督機関の監督アプローチの一貫性、リスク管理の各ライフサイクルに適用される管理原則、フィンテック機関との関係がすべて同一に規制されるわけではないこと、等が示されている。

OCC は、2023 年 12 月には、“2023 Fall Semiannual Risk Perspective” を発表した<sup>147</sup>。この中で、銀行はフィンテック会社が倒産したりサービスを終了したりすることがあることに十分に備えた契約にするとともに、当該フィンテック会社が他の金融機関にも同様のサービスを提供している点についても注意を促した。

また、OCC は、銀行が提供する BNPL (Buy Now Pay Later) サービス規制に関するガイダンスを 2023 年 12 月に公表した<sup>148</sup>。消費者保護と銀行のリスク管理を両立させる規制内容となっている。対象となるのは主に利息や手数料がない 4 回以下の分割

<sup>141</sup> 日本経済新聞「フィンテックの「銀行」進出後押し 米当局で相次ぐ」(2018 年 9 月 20 日)。具体的には、州法銀行の一業態である「産業銀行」(Industrial Lending Company, ILC) の認可を指し、州当局と共に FDIC が監督に当たる。

<sup>142</sup> <https://www.dorsey.com/newsresources/publications/client-alerts/2019/05/court-halts-the-occs-fintech>

<sup>143</sup> <https://www.jonesday.com/en/insights/2021/06/occ-victory-in-second-circuit-not-a-clear-victory-for-fintech-charters>

<sup>144</sup> <https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2022/nr-occ-2022-4a.pdf>

<sup>145</sup> <https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2023/nr-occ-2023-31.html>

<sup>146</sup> <https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2023/nr-occ-2023-31.html>

<sup>147</sup> <https://www.occ.gov/publications-and-resources/publications/semiannual-risk-perspective/files/pub-semiannual-risk-perspective-fall-2023.pdf>

<sup>148</sup> [https://www.occ.gov/news-issuances/bulletins/2023/bulletin-2023-37.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.occ.gov/news-issuances/bulletins/2023/bulletin-2023-37.html?utm_source=chatgpt.com)

払いで、銀行がフィンテック企業と連携して提供する場合でも、取引データや決済処理のリスク管理が求められる。銀行は **BNPL** ローンの信用リスクや債務不履行リスクを評価し、過剰貸付や返済能力を超える契約を避ける必要があり、また、顧客に対して手数料や条件の透明性を確保することも義務付けられている。**OCC** はこれらの要件を実現するための内部統制やコンプライアンス体制の整備を銀行に求め、監督評価に反映させている。規制は従来の消費者ローン規制の延長線上で運用され、銀行が安全かつ健全に **BNPL** サービスを提供できる枠組みを提供している。最終的には、銀行のリスク管理を強化しつつ、消費者を過剰債務から保護することが目的である。

## (5) リテール金融機関の顧客接点における D X

フィンテックの進展に伴い、銀行は 2025 年までに収益の 10~40% を失うと考えられている<sup>149</sup>。また、既存の金融機関に務める人々に対して行ったアンケートでは、「あなたの事業の何パーセントが、5 年以内にフィンテック企業に取って代わられる危険性がありますか？」という質問について、平均して 23% の事業が失われるという回答であった<sup>150</sup>。このように、「フィンテック企業の隆盛は既存の金融機関にとって脅威」という見方がある一方で、大手金融機関では、数年前からモバイル・バンキングに力を入れ、店舗の統廃合を行いサービスの質の向上とコスト削減を推進する動きがみられる。

FRB による「別ブランドのオンライン専門銀行 (Separately Branded Online-Only Banks, SBOB)」に関する調査によれば<sup>151</sup>、SBOB は銀行子会社として設立され、2019 年時点で開設銀行は 40 行に留まるものの、業界としての関心は高いとしている。2009 年以降、全米の銀行支店数は 11% 減少しており、既存の支店網に拘束されない顧客基盤の獲得を目指し、SBOB の開設は増加する素地があると分析している。

2016 年、ゴールドマンサックスは消費者向けオンライン金融サービス事業 Marcus を立ち上げた。2017 年には、米銀コンソーシアム Early Warning が開発した個人間 (P2P) 決済サービス Zelle が開始された。また JP モルガンは、ミレニアル世代向けモバイル・バンキング・アプリ「Finn」の全米リリース (2018 年 6 月 28 日)<sup>152</sup>を行い、米西海岸シリコンバレーに新たなフィンテック拠点を設置するとも発表した (2018 年 10 月 19 日)<sup>153</sup>。

このうち Zelle は、2018 年には、P2P 決済の先駆である Venmo (PayPal 傘下) のほぼ 2 倍に相当する取引実績 (金額ベース) をあげた<sup>154</sup>。2023 年末時点で 2,100 を超える金融機関が Zelle のパートナーとなっており、2023 年通期で 29 億件、8,060 億ドルの取引が行われた。<sup>155</sup>

前述の Marcus のケースでは、高額買収や融資の不良債権化などにより、立ち上げから 2 年の間にゴールドマンサックスは 13 億ドルの損失を計上したが<sup>156</sup>、2020 年財務報告書によれば Marcus 事業は純収益 12 億ドル (前年比 40% 増)、預金残高 970 億

<sup>149</sup> McKinsey “The Fight for Customer, Annual Global Banking Review 2015”

<sup>150</sup> PwC “Blurred lines: How FinTech is shaping Financial Services Global FinTech Report March 2016”

<sup>151</sup> FRB, “Consumer & Community Context” August 2020 • Vol. 2, No. 1

<https://www.federalreserve.gov/publications/files/consumer-community-context-20200810.pdf>

<sup>152</sup> <https://www.bizjournals.com/newyork/news/2018/06/28/the-chase-finn-app-goes-national.html>

<sup>153</sup> 日本経済新聞夕刊「JP モルガンがフィンテック拠点」 (2018 年 10 月 20 日)

<sup>154</sup> <https://www.forbes.com/sites/ronshevlin/2019/02/11/venmo-versus-zelle/#556cda373c62>

<sup>155</sup> <https://www.zellepay.com/press-releases/zelle-soars-806-billion-transaction-volume-28-prior-year>

<sup>156</sup> <https://www.wsj.com/articles/goldman-sachs-tries-banking-for-the-masses-its-been-a-struggle-11569643252>

ドル、顧客数は4月に100万人を超えた<sup>157</sup>。2020年はアマゾン、ウォルマート、ジェットブルー、全米退職者協会（AARP）と提携し、ゼネラル・モーターズ（GM）と提携クレジットカードを発行する等、顧客基盤の拡大を模索した。しかしながら2022年10月、損失やコストを理由に、個人向け事業からの撤退を発表した<sup>158</sup>。

他方、Finnについては、2019年6月6日、JPモルガンが同サービスを同年8月10日に終了することを発表した。報道によれば、Finnとチェース銀行のモバイルアプリとの差別化が不十分であったことや、支店網の再拡大との戦略的矛盾（Finnは支店のない地域で「Digital First」なサービスを提供する手段として生まれたが、JPモルガンは今後5年間で400支店を開設する計画を2018年1月に発表）などが背景にあるのではないかという<sup>159</sup>。

金融情報提供会社であるBankrate社の“Digital banking trends in 2024”によると、デジタル銀行は成長し続けており、ほとんどの人が過去1年間にデジタル銀行を利用している。71%の消費者は、モバイルアプリ又はコンピューターで銀行口座を管理することを好むが、多くの人々は依然物理的な支店の存在を重視している。2023年には全米で2,500の支店が閉鎖された、とのことである<sup>160</sup>。

最近の動向としては、バンクオブアメリカにおいては、顧客によるデジタルインタラクションは前年比12%増の260億回に達した。また、顧客が同行のAIアシスタントを使用し、2025年8月時点で30億回以上の対話が行われている。同行の「CashPro」は、企業向けデジタルバンキングプラットフォームとして、2025年のModel Bank Awardを受賞した<sup>161</sup>。

また、ウェルス・ファーゴは、AIを活用したバーチャルアシスタント「Fargo」を開発し、主に同社のモバイルアプリ内で提供されている。これは、Google CloudのAI技術を基盤としており、自然言語での会話を通じて、顧客が直感的に銀行サービスを利用できることを目的としている。これにより銀行機能や送金が簡素化されるとともに、

パーソナライズされた情報提供を受けることができる<sup>162</sup>。

## (6) インターネット専門銀行

フィンテック企業によるフルサービス銀行誕生の動きもみられる。モバイル・バンキングを行っているVaro Moneyは、OCCから、国法銀行免許を暫定取得したと発表した（2018年9月4日）<sup>163</sup>。2020年に入ると2月にFDIC認可、7月にOCC国法認可が発表され、8月に正式にVaro Bankを開業した。米国史上初の「オール・モバイル銀行」の誕生となった<sup>164</sup>。

2019年には、サンフランシスコ発のネット銀行ChimeのFDIC付保口座が500万件を超えたり<sup>165</sup>、2つの欧州系ネット銀行、英国発のMonzo（2019年6月）とドイツ

<sup>157</sup> <https://www.goldmansachs.com/media-relations/press-releases/current/pdfs/2020-q4-results.pdf>

<https://www.goldmansachs.com/japan/investor-relations/letter-to-shareholders/>

<sup>158</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB2037VoQ2Ao21C2000000/>

<sup>159</sup> <https://www.businessinsider.com/why-jpmorgan-got-finn-wrong-2019-6>

<sup>160</sup> <https://www.bankrate.com/banking/digital-banking-trends-and-statistics/>

<sup>161</sup> [https://newsroom.bankofamerica.com/content/newsroom/press-releases/2025/02/digital-interactions-by-bofa-clients-surge-to-over-26-billion--u.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://newsroom.bankofamerica.com/content/newsroom/press-releases/2025/02/digital-interactions-by-bofa-clients-surge-to-over-26-billion--u.html?utm_source=chatgpt.com)

<sup>162</sup> [https://sites.wf.com/fargo/?utm\\_source=chatgpt.com](https://sites.wf.com/fargo/?utm_source=chatgpt.com)

<sup>163</sup> [https://www.varomoney.com/press\\_release/varo-money-banking-startup-with-a-social-mission-makes-history/](https://www.varomoney.com/press_release/varo-money-banking-startup-with-a-social-mission-makes-history/)

<sup>164</sup> <https://www.occ.treas.gov/news-issuances/news-releases/2020/nr-occ-2020-99.html>

<sup>165</sup> <https://www.forbes.com/sites/donnafusco/2019/09/04/chime-surpasses-5-million-fdic-insured-bank-accounts/#57c428ce2e36>

発の N26 (2019 年 7 月) が米国で事業を開始したりするなど、いわゆる「チャレンジャー・バンク」のニュースに注目が集まった<sup>166</sup>。これらは Varo Money と異なり、米銀がスポンサーとなって銀行サービスを提供している。例えば Chime のスポンサー銀行は The Bancorp Bank である。なお、The Bancorp Bank の親会社 The Bancorp は、非金融法人向けにプライベート・レーベル・バンキング (決済および法人向け銀行業務) を提供する数少ない金融機関の一つとして知られている<sup>167</sup>。

2020 年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、米国政府の景気刺激策としての現金給付の受取口座として、インターネット専業銀行が急成長した。例えば前述の Chime は 50 万人以上の顧客に対し小切手の前払いを実施し、翌々にクレジットカードの発行を開始し、100 万人以上の顧客を獲得した。スクエア (当時) が運営する Cash App は、創業者のロビー活動により給付金の電子的受取を実現し、2020 年の 6 カ月間に新規顧客 600 万人を獲得し、アクティブ・ユーザーは 3,000 万人となった<sup>168</sup> (2023 年末時点では 5,500 万人以上まで増加している<sup>169</sup>)。

2023 年 4 月、ゴールドマンサックスはアップルと預金サービスを開始した。高金利 (年 4.15%) であることや、約 30 秒で口座開設ができることから、開始 4 日間で約 10 億ドルの預金が集まり、1 週間で 24 万口座が開設された。しかし同年 6 月末には、アップルとの提携を解消を検討してアメリカン・エキスプレスに譲渡する交渉を進めているという報道があった<sup>170</sup>。そのような中でも同年 8 月 2 日には、預金口座の残高は 100 億ドルに達している<sup>171</sup>。2024 年に入ってから、アップルがゴールドマンサックスに対し、パートナーシップ廃止の提案を行ったとの報道がなされている<sup>172</sup>。

また 2023 年 7 月、三井住友フィナンシャルグループが米国でネット専業のデジタルバンク「Jenius Bank」を開業した<sup>173</sup>。まずは消費者ローンを開始し、今後 1 年以内に貯蓄預金やスマートフォン向けアプリ、将来的にはクレジットカード、ローン (住宅、自動車) 等のサービスも行う予定。消費者ローンの金利は 6.99~22.74% で、5,000~50,000 ドルの範囲で融資する。

J.D. Power 2023 U.S. Direct Banking Satisfaction Study<sup>174</sup> によると、ネット専業銀行の顧客満足度が 14 ポイント (1,000 点満点) 向上した。金利の高さと、モバイルアプリにより口座管理及び送金が容易になったことが満足度向上に寄与している。顧客は無店舗でも問題はないと感じているが、オンラインチャットの満足度は低下している。

2018 年に約 61.3% だったデジタルバンキングの利用者は、2022 年には 65.3% に増加した<sup>175</sup>。また、2021 年には 1 億 9,700 万人だった利用者数は、2025 年には 2 億 1,700 万人まで増加すると予想されている<sup>176</sup>。

<sup>166</sup> <https://edition.cnn.com/2019/07/31/tech/monzo-n26-us-expansion/index.html>

<sup>167</sup> <http://investors.thebancorp.com/>

<sup>168</sup> <https://forbesjapan.com/articles/detail/39144/1/1/1>

<sup>169</sup> <https://www.businessofapps.com/data/cash-app-statistics/>

<sup>170</sup> <https://www.wsj.com/articles/goldman-is-looking-for-a-way-out-of-its-partnership-with-apple-79849a91>

<sup>171</sup> Bloomberg 「アップルとゴールドマンの貯蓄口座、預金残高 100 億ドルを突破」 (2023 年 8 月 3 日)

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-08-03/RYSDL0ToAFB401>

<sup>172</sup> <https://www.businessofapps.com/data/cash-app-statistics/>

<sup>173</sup> 日本経済新聞 2023 年 7 月 11 日 「三井住友、米でデジタル銀行開業 コスト抑え顧客開拓」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB10B1AoQ3A710C2000000/>

<sup>174</sup> <https://www.jdpower.com/business/press-releases/2023-us-direct-banking-satisfaction-study>

<sup>175</sup> Statista “Share of population using digital banking in the United States from 2018 to 2022”

<sup>176</sup> <https://www.statista.com/statistics/1285962/digital-banking-users-usa/#statisticContainer>

## (7) デジタル通貨導入に向けた動き

2019年、フェイスブック<sup>177</sup>（当時）が仮想通貨「Libra」を発表した<sup>178</sup>。2019年6月に発表されたリブラ白書では、3つのポイントとしてブロックチェーン技術に基づくセキュリティ、裏付け資産の保有、独立機関リブラ協会による運営が挙げられ、2020年上半期のサービス開始と28社の設立メンバーが示された<sup>179</sup>。しかしながら各国規制当局からの批判が続き、2020年1月までに主要8社が創設メンバーを離脱して21社まで減少するなど順風満帆とは言えない1年目であった。こうした状況を踏まえて2020年4月に発表されたリブラ白書2.0では当局の懸念に配慮した形で仕様の大幅な変更が行われた。2020年12月、リブラ協会はディエム協会に名称変更し、仮想通貨名称もディエム・ドルと改めることを発表した。2021年5月には米国に拠点を移転し、暗号資産に注力するSilvergate Bankと提携して米ドル連動型のステーブルコインの発行を目指すとしていた<sup>180</sup>。2022年1月、ディエム協会は技術資産をSilvergate Bankの持株会社Silvergate Capital Corporationに売却し、同協会として仮想通貨プロジェクトの終了を発表した<sup>181</sup>。

リブラ発表に対しては、マネロン・テロ資金供与のリスク、国際通貨システム安定性への脅威等、特に欧州主要国の金融当局から強い警戒感が示される中、FRBは中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency、CBDC）および関連技術・課題について研究中というスタンスを維持していた。リブラ発表のインパクトを認識しつつも、分散型台帳技術及び同技術のCBDCを含むデジタル通貨への応用の可能性、関連する技術的検証と実用性の検討、政策・法規制の検討の他、導入に際しては他の通貨当局との協調に取り組むとしてきたが<sup>182</sup>、2020年10月、BISと他の6中銀と共同報告を発表した。同報告では、CBDCに関する今後の議論のベースとするための原則が示されるとともに、国際連携と日米欧の通貨主権を守るという立場が明確化された<sup>183</sup>。

2021年1月、BIS Innovation HubはBIS Innovation Networkを設立し<sup>184</sup>、各国中央銀行が主体となってCBDCを含む金融技術の重点課題検討に注力することが示された。11月にはBIS Innovation Hubとの戦略的パートナーシップによりニューヨーク連邦準備銀行内にNew York Innovation Centerが設立された<sup>185</sup>。設立式典に際し、FRBパウエル議長は祝辞を寄せ、BISとの提携により①CBDCを含むデジタル通貨の検証、②国内・国際決済システムの改善、③金融監督の近代化について、他の中央銀行との協力を促進し、金融システムの安全性と健全性のためのイノベーションを支援すると述べた。

2022年1月、FRBはCBDCに関する初のディスカッション・ペーパー「Money and Payments: The U.S. Dollar in the Age of Digital Transformation」を公表し、潜在的な利益とリスクについての主要な論点を提示すると共に、意見招請に付した<sup>186</sup>。3月にはバイデン大統領によるデジタル資産の研究開発促進を指示する大統領令が発令され<sup>187</sup>、

<sup>177</sup> 2021年10月28日、フェイスブックは同日付で社名を「Meta（メタ）」に変更した。

<https://about.fb.com/news/2021/10/facebook-company-is-now-meta/>

<sup>178</sup> リブラ協会ウェブサイト（当時）（閲覧日：2022年3月30日）

<sup>179</sup> 各種報道

<sup>180</sup> <https://www.coindesk.com/markets/2021/05/26/diem-co-creator-says-original-plan-for-stablecoin-was-naive/>

<sup>181</sup> <https://www.diem.com/en-us/updates/stuart-levey-statement-diem-asset-sale/>

<sup>182</sup> <https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/brainard20200813a.htm>

<sup>183</sup> <https://www.bis.org/publ/othp33.pdf>

<sup>184</sup> <https://www.bis.org/about/bisih/network.htm>

<sup>185</sup> <https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/powell20211129a.htm>

<sup>186</sup> <https://www.federalreserve.gov/central-bank-digital-currency.htm>

<sup>187</sup> <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/03/09/executive-order-on-ensuring->

これを受けて 9 月には財務省による報告書「The Future of Money and Payments」が公表された<sup>188</sup>。同報告書では、貨幣・決済システムの発展に向けた 4 つの提言として、以下が挙げられた：

- ①CBDC が国益に適うと判断された場合に備え、米国版 CBDC の可能性検討
- ②即時決済システム利用促進による決済環境の競争力、効率性、包括性の向上
- ③連邦レベルで規制を確立し、利用者と金融制度を保護すると共に、責任あるイノベーションを支援する
- ④決済システム効率化と国家安全保障の観点から、クロスボーダー決済の改善に優先的に取り組む

また技術的な研究プロジェクトとしては、ボストン連邦準備銀行／マサチューセッツ工科大学デジタル通貨イニシアチブの「Project Hamilton」<sup>189</sup>、前述の BIS／ニューヨーク連邦準備銀行の「New York Innovation Center」<sup>190</sup>、FRB 理事会の「Technology Lab」<sup>191</sup>の 3 事業を通じ、多面的な検証・実験が行われている。

2023 年 8 月の報道によると、FRB の規制当局トップらが、CBDC の発行に関する決定は長い道のりであり、また大統領の明確な支持と議会の承認がないと発行されることはないという旨を述べている<sup>192</sup>。

FRB のパウエル議長は、2024 年 3 月 7 日の上院銀行委員会の公聴会において、CBDC の発行可能性について否定した<sup>193</sup>。

2024 年 4 月 3 日に、BIS（国際決済銀行）は、CBDC の国際決済での利用の実験を行うプロジェクト（アゴラ）を開始することを発表した<sup>194</sup>、これに参加する 7 中央銀行の中に FRB も含まれている。

FRB はまた、2024 年に CBDC に関するディスカッションペーパーを公表した<sup>195</sup>。これによれば、①CBDC は安全なので、多くの預金者や投資家を引き付けるため、多くのノンバンクに取り付け騒ぎが発生するおそれがある、②預金者が銀行預金を引き出して CBDC に替えれば、銀行が信用供与を行うことができなくなり金利も上昇する、③安全な資産である CBDC が広く使われるようになれば、金融システムはより安定的なものとなる、としている。

しかし、第 2 次トランプ政権発足後は、前政権の CBDC に関する政策の大幅な見直しが行われている。

2025 年 1 月 23 日、トランプ大統領は「Executive Order 14178 “Strengthening American Leadership in Digital Financial Technology”」に署名した<sup>196</sup>。

この命令では、連邦機関が米国内または国外において「CBDC を設立、発行または

---

responsible-development-of-digital-assets/

<sup>188</sup> <https://home.treasury.gov/system/files/136/Future-of-Money-and-Payments.pdf>

<sup>189</sup> <https://www.bostonfed.org/news-and-events/press-releases/2022/frbb-and-mit-open-cbdc-phase-one.aspx>

<sup>190</sup> <https://www.newyorkfed.org/aboutthefed/nyic>

<sup>191</sup> <https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/other20200813a.htm>

<sup>192</sup> <https://www.reuters.com/markets/us/feds-barr-says-central-bank-a-long-way-any-decision-issuing-digital-currency-2023-09-08/>

<sup>193</sup> <https://jp.reuters.com/markets/japan/funds/OQOIJZCXYZMD3KJJY5S4V6W2QQ-2024-03-07/>

<sup>194</sup> <https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2024/fis/kiuchi/0405>

<sup>195</sup> <https://www.federalreserve.gov/econres/feds/files/2024021pap.pdf>

<sup>196</sup> [https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/strengthening-american-leadership-in-digital-financial-technology/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/strengthening-american-leadership-in-digital-financial-technology/?utm_source=chatgpt.com)

促進する行動」を、法的に定められている場合を除き行ってはならないと明記している。

また、進行中の CBDC 関連の計画・イニシアティブについても、即時に終了させ、今後さらに開発・実施する行動を取ってはならないと指示している。

上記の行政命令を受けて、議会レベルでも「No CBDC Act」という法案が再提出されており、議会が連邦準備制度（Federal Reserve System）による CBDC 発行を恒久的に禁止すべきだという動きがある<sup>197</sup>。

禁止の理由としては、個人のプライバシーや金融取引の監視強化への懸念、金融システムの安定性へのリスク等が挙げられている。

ただし、「禁止」とされているのはリテール CBDC であり、金融機関間の決済用のホールセール CBDC やクロスボーダー用途など、ラベルを変えて別枠で進む可能性がある。専門家は「米国が CBDC を完全に放棄したわけではなく、“名称”を避けて実質的なデジタル中央銀行マネーを進める可能性もある」と指摘している<sup>198</sup>。

## (8) GENIUS 法の成立

2025 年 7 月に成立した GENIUS 法（Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act）は、米ドルなどに連動するステーブルコインの発行と運用を包括的に規制する初の連邦法である。発行者は登録制となり、発行残高と同額の流動性資産（現金・短期国債など）を 1 対 1 で保有する義務が課された。また、月次の資産開示と監査が義務付けられ、無許可の発行は禁止された<sup>199</sup>。

この法律により、ステーブルコイン発行者の監督主体と州・連邦規制の関係も整理され、連邦登録と州監督のいずれかでの運用が可能になった。消費者保護と市場の信頼性向上を目的とし、既存のドル連動型コイン（USDC、PYUSD など）に影響を与える見通しである。

並行して、Digital Asset Market Clarity Act（CLARITY 法）など、暗号資産を証券か商品かに分類し、SEC と CFTC（商品先物取引委員会）の監督範囲を明確化する法案も進んでいる。これにより、トークン発行や取引所運営に関する不透明さの解消が期待されている<sup>200</sup>。

OCC は、2025 年 3 月に連邦政府の監督下にある銀行が暗号資産のカストディ業務やステーブルコイン決済への参加を一部条件付きで認めるガイダンスを発出し、銀行と暗号資産の連携が進展した<sup>201</sup>。

一方、司法省（DOJ）は暗号資産監督チームを再編し、直接的な規制から離れて詐欺・マネーロンダリング対策に重点を移した<sup>202</sup>。

<sup>197</sup> [https://www.lee.senate.gov/2025/2/lee-introduces-bill-making-trump-ban-on-central-bank-digital-currency-permanent?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.lee.senate.gov/2025/2/lee-introduces-bill-making-trump-ban-on-central-bank-digital-currency-permanent?utm_source=chatgpt.com)

<sup>198</sup> [https://www.omfif.org/2025/01/trump-kicks-crypto-policy-into-gear-and-hammers-nail-in-us-cbdc-coffin/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.omfif.org/2025/01/trump-kicks-crypto-policy-into-gear-and-hammers-nail-in-us-cbdc-coffin/?utm_source=chatgpt.com)

<sup>199</sup> [https://www.ocorian.com/knowledge-hub/insights/crypto-week-2025-uncertainty-regulation-us-digital-asset-space?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.ocorian.com/knowledge-hub/insights/crypto-week-2025-uncertainty-regulation-us-digital-asset-space?utm_source=chatgpt.com)

<sup>200</sup> [https://www.dlapiper.com/en-us/insights/publications/blockchain-and-digital-assets-news-and-trends/2025/blockchain-and-digital-assets-news-and-trends-april-2025?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.dlapiper.com/en-us/insights/publications/blockchain-and-digital-assets-news-and-trends/2025/blockchain-and-digital-assets-news-and-trends-april-2025?utm_source=chatgpt.com)

<sup>201</sup> [https://www.reuters.com/business/finance/us-bank-regulator-reaffirms-banks-can-engage-some-crypto-activities-2025-03-07/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.reuters.com/business/finance/us-bank-regulator-reaffirms-banks-can-engage-some-crypto-activities-2025-03-07/?utm_source=chatgpt.com)

<sup>202</sup> [https://www.dlapiper.com/en-us/insights/publications/blockchain-and-digital-assets-news-and-trends/2025/blockchain-and-digital-assets-news-and-trends-april-2025?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.dlapiper.com/en-us/insights/publications/blockchain-and-digital-assets-news-and-trends/2025/blockchain-and-digital-assets-news-and-trends-april-2025?utm_source=chatgpt.com)

こうした一連の法整備により、米国は中央銀行デジタル通貨（CBDC）導入には慎重ながらも、民間発行による「デジタルドル」体制の法的基盤を整えつつある。

## (9) IT人材の育成・活用状況

米国では、「デジタル人材」や「デジタルスキル」の定義は明確にされていない<sup>203</sup>。サイバーセキュリティなど国防に関わる分野では「国家サイバーセキュリティ戦略実施計画」があり、その中でサイバー人材育成などの取組が発表されているものの、先端技術の振興は、基本的には民間が担っている<sup>204</sup>。職業訓練については、大学やコミュニティカレッジ、民間事業者等で行われる訓練に参加する個人や企業に連邦政府や州等の地方政府が助成金を支給する形で国民に訓練の機会を提供している。バイデン政権では、デジタルスキルの取得やデジタル人材の育成に取り組んでいく姿勢を強めている。米国の23州とコロンビア特別区では「デジタル・スキル・ギャップに対処するための総合的な計画」を策定しており、デジタルスキルの育成に向けた取り組みを強めている。

新型コロナウイルス流行下、テック企業で需要拡大を見込んだ採用急拡大があったが、成長を楽観視して拡大しすぎたために過剰感が高まり、多くの企業で人員整理が進んだ。その結果、銀行等の金融業界にも人員が流入している<sup>205</sup>。

2019年3月、JPモルガン・チェースは従業員を教育する世界的な取り組みとして、New Skills at Work に5年間で3.5億ドルを投じることを発表した<sup>206</sup>。その中で、将来的に現在・将来の従業員の成長産業での高賃金やキャリア流動化に貢献できるよう、ソフトウェア、インフラ・エンジニアリング、サイバーセキュリティ、データ分析などのデジタル、テック系のスキル習得のための教育・トレーニングプログラムを導入している。また、クラウド環境の整備に注力するため、2021年に20億ドルのデータセンター建設とエンジニア採用の強化も発表している<sup>207</sup>。さらに2023年2～4月には世界で3,651人のAI関連人材を募集しており、これはシティグループやドイツ銀行の倍近くの数である<sup>208</sup>。

USバンクは2021年にデジタルの習熟度を高めたい従業員が利用できる社内ウェブプラットフォームであるDigital Academyを立ち上げ、Pythonコードの作成方法やアプリの設計方法などを学べる機会を提供している<sup>209</sup>。

## (10) 生成AIの活用状況

2023年10月、バイデン政権は人工知能（AI）の安全性確保や技術革新を図る大統領令を発令した<sup>210</sup>。米国では、オープンAIのChatGPTなど高度な生成AIが急速に普及しており、データ流出や偽情報の拡散、偏見の助長への懸念が高まっていた。同年5

<sup>203</sup> <https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/documents/0259.pdf>

<sup>204</sup> <https://www.ipa.go.jp/digital/chousa/trend/t6hhco00000112h-att/ny-dayori202306.pdf>

<sup>205</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN20CJE0Q3A320C2000000/>

<sup>206</sup> <https://www.jpmorganchase.com/news-stories/jpmorgan-chase-global-investment-in-the-future-of-work>

<sup>207</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN193P50Z10C22A1000000/>

<sup>208</sup> <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-06-01/RVJYPUDWX2PS01>

<sup>209</sup> <https://www.americanopportunityindex.org/newsroom/1>

<sup>210</sup> <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/10/30/fact-sheet-president-biden-issues-executive-order-on-safe-secure-and-trustworthy-artificial-intelligence/>

月には人工知能（AI）に関する政府方針<sup>211</sup>で、安全性を確認する基本的な責任は企業にあると明確にしており、7月には、生成 AI 開発大手や主要 IT 関連企業 15 社と、各社が自主的に安全性を確保するルールを導入することで確認していた。大統領令はこの自主規制に基づいており、AI 生成コンテンツであることを示す認証や透かし表示の指針策定、サービス公開前の国立標準技術研究所（NIST）によるサイバー攻撃への安全性担保や差別・偏見を助長する危険性についてのチェック・評価体制構築、プライバシー保護技術の開発支援、ヘルスケアや気候変動などの重要分野での AI 研究に関する助成金拡大、AI 人材のビザ緩和、などが盛り込まれている。

FSOC は 2023 年のアニュアルレポートの中で、生成 AI のリスクについて指摘している<sup>212</sup>。生成 AI のアウトプットはそのリソースがわからず回答もよく変わるので、“hallucinations”（幻覚）のようなものであり、活用する金融機関はそのアウトプットをコントロールできる専門家が必要である。したがって、生成 AI の発展から生じるリスクを監視することが必要であり、それは金融機関側の任務である。規制当局としては、金融機関がそのような能力を控除させるよう勧告する、としている。

イエレン財務長官は、2024 年 6 月 6 日、FSOC が開催した会合において、AI のリスクについて言及した<sup>213</sup>。長官は、AI の複雑さに由来する脆弱性、市場参加者がみな同じモデルに依存するリスク、ベンダーの開発したモデルに過度に集中することによりサードパーティリスク等に言及しつつ、それらのリスクへの対応としては、調査・分析、規制当局者間のコミュニケーション、状況の監視等を挙げている。生成 AI に由来するリスクへの対応は一義的には金融機関の問題であり、政府の役割はその側面支援に限られることを示唆した発言内容と思われる。

JP モルガン・チェースは 2023 年、テクノロジーへの投資を 72 億ドル計画している。特に ChatGPT などの AI が会社にもたらすあらゆる方法を全力で探求しており、データ分析や AI 投資に 10 億ドルを投じる予定である<sup>214</sup>。同年 4 月には、過去 25 年分の FOMC の声明や当局者の講演内容を解読して潜在的な売買シグナルを発見することを目的とした ChatGPT ベースのモデルを発表した<sup>215</sup>。過去 25 年分の FOMC の声明や当局者の講演内容から政策シグナルを検出し、同行の Hawk-Dove Score（ハト派・タカ派スコア）で緩和的か引き締めのかを効果的に評価する。また同年 5 月には「Index GPT」という商標登録申請を提出しており、広告、ビジネスコンサルティング、金融向け SaaS などのビジネス目的で使用される生成 AI を開発すると報じられた。ChatGPT に類似した大規模言語モデルツールで、顧客の投資対象の分析・選定を支援する<sup>216</sup>。他方、従業員には ChatGPT の内部利用を制限している。「サードパーティソフトウェアに関する通常管理」の一環であり、メールや報告書の作成時に利用することで顧客情報などが漏洩するリスクを防ぐためとみられている<sup>217</sup>。

モルガン・スタンレーは ChatGPT 開発の OpenAI 社と 2022 年以前から提携しており、2023 年 9 月には「AI@Morgan Stanley Assistant」というツールを発表する予定だと報じられた<sup>218</sup>。すでにファイナンシャル・アドバイザーやそのサポートスタッフ向けに約 10 万件の調査レポートや文書データベースに迅速にアクセスできるアシスタ

<sup>211</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN040KI0U3A500C2000000/>

<sup>212</sup> <https://home.treasury.gov/system/files/261/FSOC2023AnnualReport.pdf>

<sup>213</sup> <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2395>

<sup>214</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN22CFI0S3A520C2000000/>

<sup>215</sup> <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-04-27/RTQUKQToG1KW01>

<sup>216</sup> <https://www.cnbc.com/2023/05/25/jpmorgan-develops-ai-investment-advisor.html>

<sup>217</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN22EA40S3A220C2000000/>

<sup>218</sup> <https://www.cnbc.com/2023/09/18/morgan-stanley-chatgpt-financial-advisors.html>

ントとして活躍している。ウォール街で GPT-4 ベースのオーダーメイドソリューションを従業員に提供した最初の大手企業となった。

一方、シティバンクは 2024 年 6 月に発表したレポートの中で、銀行業界は他の業界よりも多くの仕事を AI に奪われる可能性が高いと分析している<sup>219</sup>。

アメリカン・バンカー誌が 2024 年 3 月に発表した調査結果によると、回答した 127 社のうち 80 社が、生成 AI 導入について「情報収集段階」、「導入計画なし」、「不明」との回答であった。生成 AI 導入事例では、システム開発・ソースコード作成、コールセンター支援業務が有望とされている<sup>220</sup>。

2025 年 1 月、トランプ大統領はバイデン政権の AI に関する主要な大統領令 (EO 14110) を撤回した。この大統領令は、AI システムの安全性テストやリスク評価を義務付け、連邦機関に対して AI の使用に関する厳格な基準を設定することを求めている。トランプ政権はこれを「イデオロギー的バイアス」や「官僚主義的な障壁」として批判し、AI の発展を妨げるものと位置付けた<sup>221</sup>。

また、トランプ政権は 2025 年 1 月 23 日、「Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence (米国の AI リーダーシップへの障壁を取り除く)」という新たな大統領令 (EO 14179) を発令し、以下の方針を打ち出した。

- ・イデオロギー的バイアスの排除：AI システムの開発において、社会的・政治的アジェンダを排除し、自由市場の原則を重視する。
- ・規制の緩和：連邦政府による AI 関連の規制を最小限に抑え、民間企業のイノベーションを促進する。
- ・国家安全保障と経済競争力の強化：AI 技術の発展を国家安全保障と経済競争力の向上に繋げる。

さらに、連邦機関に対して、バイデン政権下での AI に関する指針や規制を再評価し、必要に応じて撤廃または修正するよう指示した。

この方針転換が金融業界にどのような影響を与えるのかは明らかではないが、金融機関は AI 技術の導入に関する規制の障壁が低くなり、迅速なイノベーションが可能となる一方で、消費者保護や公平性の確保に対する懸念も高まることが予想される。今後の動向に注目が必要である。

## 2. 金融包摂の動向

### (1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

米国における金融包摂の歴史は、マイノリティ及び低所得層向けの融資への取り組みに起源を持つ。

マイノリティおよび低所得層は、人種、出自、居住地域等によって住宅取得および

<sup>219</sup> <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2024-06-19/SFC89ZDWLU6800>

<sup>220</sup> <https://datos-insights.com/blog/susumu-uzuki/%E7%B1%B3%E5%9B%BD%E9%87%91%E8%9E%8D%E6%A9%9F%E9%96%A2%E3%81%AE%E7%94%9F%E6%88%90ai%E6%B4%BB%E7%94%A8%E7%8A%B6%E6%B3%81/>

<sup>221</sup> [https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/?utm_source=chatgpt.com)

融資において長年差別を受けてきた<sup>222</sup>。不動産取引では人種特約を定めて州裁判所が認めることが横行していたが、1948年に最高裁がこの州裁判所の介入を初めて違憲であるとした。1968年のFair Housing Actでは人種、出自、宗教による住宅取得にかかる差別を禁止、1974年にはEqual Credit Opportunity Actで個人の信用力以外の属性（人種、宗教、国籍、性別、婚姻状況、年齢等）により不平等な融資を行うことを禁止した。続いて1977年に制定された地域再投資法（Community Reinvestment Act of 1977、以下CRA）によって、マイノリティ及び低所得層向けの融資に関する金融機関の取り組みが規定された。CRAは、地域内、特に低・中所得層居住地域（Low and Moderate Income communities, LMI communities）の資金循環を企図し、社会的義務としてその役割を銀行や貯蓄金融機関に課した<sup>223</sup>。

その後、1989年金融機関改革救済執行法（Financial Institution, Reform, Recovery and Enforcement Act of 1989、以下FIRREA）によってCRAが強化され、CRAに対する取り組みを当局が検査し、その結果を格付けのような形で公表すると共に、金融持株会社の設立、買収、支店開設の可否等を当局が判断する際に活用される枠組みが設けられた<sup>224</sup>。1995年には同規制が緩和され<sup>225</sup>、小規模銀行（総資産2.5億ドル以下）の審査プロセスが簡素化され、LMIコミュニティにおける融資、投資、金融サービス提供の実績を評価する基準が設定された。2005年には、小規模銀行に加えて中小規模銀行の設定、および地域開発の定義が拡大された<sup>226</sup>。

1999年にグラム・リーチ・ブライリー法（金融サービス近代化法）が成立し、1933年制定のグラス・スティーガル法の一部を廃止し、金融持株会社の設立により商業銀行、投資銀行、証券、保険などの統合を可能とした。金融持株会社の設立、事業統合、新規事業等の申請に際しては、CRA審査にて一定の評価（Satisfactory以上）を得ることが条件とされた<sup>227</sup>。

金融包摂におけるCRAの役割強化を目指し、FRBは近年マイノリティ預託機関（Minority Depository Institutions, MDIs）、地域開発金融機関（Community Development Financial Institutions, CDFIs）、女性が経営する金融機関、低所得者向け信用組合を支援するために、CRA適格要件の緩和等を含むCRA近代化を提言している<sup>228</sup>。

## (2) 金融包摂政策における国、自治体、銀行の関わり

### ① 銀行口座へのアクセス改善

FDICは、2011年にパイロットプログラム（FDIC Model Safe Accounts Pilot）を実施し、同プログラムに参加した銀行は、デビットカード方式で小切手機能のない電子

<sup>222</sup> Federal Reserve History, “Community Reinvestment Act of 1977”（閲覧日：2024年6月7日）  
<https://www.federalreservehistory.org/essays/community-reinvestment-act>

<sup>223</sup> 中本悟（2013）「アメリカにおける低所得コミュニティの開発と金融」立命館大学経済学会、61（5）、pp.770 - 779、2013-01：[http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj\\_pdfs/61510.pdf](http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj_pdfs/61510.pdf)

<sup>224</sup> 淵田康之（2016）「Fintechの規制と振興－米国のスタンス」野村資本市場クォーターリー、2016 Autumn：  
<http://www.nicmr.com/nicmr/report/rep0/2016/2016aut05.html>

<sup>225</sup> Sandra F. Braunstein, Director, Division of Consumer and Community Affairs, FRB, February 13, 2008 “The Community Reinvestment Act”  
<https://www.federalreserve.gov/newsevents/testimony/braunstein20080213a.htm>

<sup>226</sup> [https://www.federalreserve.gov/consumerscommunities/cra\\_history.htm](https://www.federalreserve.gov/consumerscommunities/cra_history.htm)

<sup>227</sup> 日本銀行調査月報2000年1月号“米国における金融制度改革法の概要”（閲覧日：2024年6月7日）  
[https://www.boj.or.jp/research/brp/ron\\_2000/data/ron0001a.pdf](https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2000/data/ron0001a.pdf)

<sup>228</sup> <https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/brainard20200921a.htm>

取引口座を消費者に提供した。同口座の特徴は、借越手数料もしくは残高不足手数料がないこと、最低預金金額が低いもしくは設定がないこと、1か月の口座維持手数料が低くかつ透明であることなどの特徴を持つ。同プログラムが好評だったことを受けて、FDICは「Safe Account」の拡大を促し、その結果、米国民の9割近くが、「Safe Account」を提供する金融機関の支店の営業圏内に居住していると推計されている。

FDICは、unbankedの状態にある消費者とSafe Accountを提供する金融機関とを結びつけるため、Cities for Financial Empowerment (CFE)、Bank-On movement、Alliances for Economic Inclusion、Financial Opportunity Centersなどとのパートナーシップを推し進めている。

FDICは、2019年にFDIC Tech Lab (FDiTech)を設立し、4つのミッションの1つとして、銀行サービスが満たされていない個人と地域コミュニティへのアクセス推進を掲げている<sup>229</sup>。

- ✓ **Engage:** 銀行、フィンテック企業、技術者、他の規制体と共にイノベーションを推進する
- ✓ **Conduct:** 関係当局と協力し、新技術の実証実験を行う
- ✓ **Support:** 特にコミュニティ・バンクへの新技術導入を支援・促進する
- ✓ **Expand:** 新技術の導入を通じて、個人やコミュニティの銀行サービスへのアクセスを改善する

## ②住宅・小規模ローンへのアクセス改善

前述の通り、マイノリティや低所得層、およびLMIコミュニティに対する信用供与拡大を企図し、金融機関によるCRA適格性について規制当局による審査が行われている。CRA審査は、それぞれを監督する規制当局（FRB、FDIC、OCC）が担当する<sup>230</sup>。CRA審査においては、CRA適格活動が設定され、金融機関の資産規模、運営目的等に応じて、小規模融資総額・件数、LMI地域カバー状況等が評価され、4段階（Outstanding、Satisfactory、Needs to Improve、Substantial Noncompliance）で格付けされる<sup>231</sup>。

この他、LMIコミュニティ開発に関し、注力する金融機関に対して財務省がCDFI認定を行い<sup>232</sup>、技術支援、財政支援の機会を提供する他、CDFIの活動について各州FRBが支援している。2023年5月時点で、1,492機関がCDFI認定を受けている<sup>233</sup>。

マイノリティについては、FDICが保証する商業銀行および貯蓄組合の内、議決権または取締役会の過半数をマイノリティが保有する等の要件によりMDIとされ<sup>234</sup>、FDICのMDIプログラムの対象として保護、技術支援、教育プログラム等を受けることができる。2023年6月末時点で147機関が存在している<sup>235</sup>。

<sup>229</sup> 連邦預金保険公社（FDIC）“Why FDiTech” <https://www.fdic.gov/conference/presentations/meghji-presentation.pdf>（閲覧日：2024年6月7日）

<sup>230</sup> FRB, “Federal Banking Regulators for the CRA”（閲覧日：2024年6月7日）  
[https://www.federalreserve.gov/consumerscommunities/cra\\_regulators.htm](https://www.federalreserve.gov/consumerscommunities/cra_regulators.htm)

<sup>231</sup> FFIEC, “FFIEC INTERAGENCY CRA RATING SEARCH”（閲覧日：2024年6月7日）  
<https://www.ffiec.gov/craratings/default.aspx>

<sup>232</sup> CDFI ウェブサイト <https://www.cdfifund.gov/>（閲覧日：2024年6月7日）

<sup>233</sup> [https://www.cdfifund.gov/sites/cdfi/files/2023-05/CDFI\\_Cert\\_List\\_05-15-2023\\_Final.xlsx](https://www.cdfifund.gov/sites/cdfi/files/2023-05/CDFI_Cert_List_05-15-2023_Final.xlsx)

<sup>234</sup> FDIC, Minority Depository Institutions Program, <https://www.fdic.gov/regulations/resources/minority/>

<sup>235</sup> <https://www.fdic.gov/regulations/resources/minority/mdi.html>（閲覧日：2023年9月25日）

なお本稿では詳述しないが、最近では、金融サービス産業内の雇用・管理職への登用という観点での、いわば「組織内ダイバーシティ」へと広がりを持つようになっている<sup>236</sup>237。

### (3) 提供される金融商品・サービス

前述のような取り組みを通じて、FDIC では地方自治体による金融アクセス改善のためのグループである Cities for Financial Empowerment Fund (CFEF) が推進する認証口座を推奨している。CFEF では認証口座の基準として、定期的に Bank On National Account Standards を公表・更新している<sup>238</sup>。主な特徴として、口座維持手数料の低減、当座貸越手数料無し、デビットカードおよびプリペイドカード等による決済、オンライン請求書支払等、取引機能の充実が挙げられる。直近版では、口座開設・閉鎖の際の手料を禁止すると共に、他行 ATM へのアクセスを促進する等、銀行サービスを十分に利用できていない人々が利用し易い口座設計となっている。全国の銀行・信用組合のうち、Bank On 認証を得た銀行口座商品は 447 件、約 46,350 箇所の支店を通じて提供されている (2024 年 6 月時点)<sup>239</sup>。

図表 9: Bank On 銀行口座サービス基準 (2024 年 6 月時点)

サービス項目等	料金・内容
FDIC 保証機関における取引口座種別	当座預金口座または 銀行・信用組合提供のプリペイドサービス
デビットカード	店頭および請求書支払手数料無料
最低預入金額	25 ドル以下
口座維持手数料 (月額)	5 ドル以下 (無料要件が無い場合) 10 ドル以下 (無料要件が有る場合)
当座貸越手数料	無し
口座開設・閉鎖・休眠・不使用・低残高等による追加手数料	無し
支店窓口の利用	支店有: 無料 支店無: 自行 ATM 無料、オンライン預入無料
テレフォン・バンキング (問い合わせ含む)	無料・無制限
ATM ネットワーク利用	自行: 無料・無制限 他行: 2.5 ドル以下、ただし提携 ATM 利用回数無制限の場合は 3 ドル以下
預入	窓口・ATM における現金・小切手預入無料
請求書支払	金融機関が提供の場合無料、または月 4 回の送金・キャッシュチェック無料

<sup>236</sup> GAO Financial Services Industry: Trends in Management Representation of Minorities and Women and Diversity Practices, 2007-2015, GAO-18-64, November 08, 2017 <https://www.gao.gov/products/gao-18-64>

<sup>237</sup> NCUA Credit Union Diversity: <https://www.ncua.gov/About/leadership/Pages/minority-women-inclusion/credit-union-diversity.aspx>

<sup>238</sup> CFEF “Bank On National Account Standards 2023-2024” (閲覧日: 2024 年 6 月 7 日) <https://bankon.wpenginepowered.com/wp-content/uploads/2022/08/Bank-On-National-Account-Standards-2023-2024.pdf>

<sup>239</sup> CFEF <https://joinbankon.org/accounts/> (閲覧日: 2024 年 6 月 7 日)

オンライン・バンキング、モバイルバンキング、取引通知	無料
月次取引報告書	電子版無料、または紙面 2 ドル以下
預金保険	FDIC または NCUSIF

(出所)CFEF “Bank On National Account Standards 2023-2024” (閲覧日:2024年6月7日)

(<https://bankon.wpenginepowered.com/wp-content/uploads/2022/08/Bank-On-National-Account-Standards-2023-2024.pdf>)

この他、FDIC は Independent Community Bankers of America (ICBA) が公表する”Affordable Bank Account”を推奨している。同ウェブサイトでは、加盟するコミュニティ・バンクの内、最低預入金額 25 ドル以下かつオンライン等で口座開設ができる 76 行を紹介している<sup>240</sup>。

#### (4) 金融アクセスの実態

2006年、FDICに経済包摂諮問委員会(Advisory Committee on Economic Inclusion)の設置が承認された<sup>241</sup>。”Economic Inclusion”は「全ての消費者が安全かつ安価な金融商品・サービスを利用できる」と定義され、FDICが保証する金融機関に取引口座を保有することは包摂の第一歩と位置付けられた。同委員会が主導し、2009年に金融アクセスに関する初の調査を実施し、以降2年毎の調査を通じて人種、所得水準、教育水準などによる金融アクセスと利用の実態把握が進められてきた。

2021年までの調査を通じて、銀行口座を持つ者が誰もいない世帯(unbanked)や、銀行口座を持っていても実際には銀行以外の他の金融サービス企業からサービスを受けている世帯(underbanked)の社会的属性および銀行口座保有のボトルネックが把握されてきた。FDIC調査によれば、2021年時点で全世帯の4.5%がunbankedの状態にある<sup>242</sup>。数にして590万世帯が銀行口座を持たないと推計される。

unbankedの状態にある世帯の割合は、FDICが調査を開始した2009年に7.6%だったが、2011年には8.2%に上昇した。その後、2013年には7.7%に低下し、2015年には7.0%、2017年には6.5%、2019年は5.4%、2021年は過去最低の4.5%となった。FDICでは、2011年から2019年にかけてのunbankedの割合の低下は、そのほとんどが世帯を取り巻く社会経済的状況の改善によるものとみていた。2020年の新型コロナウイルス感染症拡大の局面では、世帯の経済状況は失業等で一時的に悪化したものの、政府給付金の受取口座として銀行口座の新規開設が増加し、受取後も口座が維持されたことにより、unbanked世帯比率が最も低くなったと分析している。

世帯のバンキング・ステータス(unbankedもしくはbanked)は、世帯の特性によって大きく異なる。unbankedの割合が多いのは、低所得世帯、低学歴世帯、若年世帯、黒人、ヒスパニック及び先住民の世帯、障害を持つ勤労世代を抱える世帯である。とはいえ、2015年から2021年にかけて、ほとんどのセグメントでunbankedの割合は低下しており、低所得世帯、若年世帯(15~24歳)、黒人世帯、ヒスパニック世帯、先住民世帯では低下が顕著である。unbankedの半分近くは、かつて銀行口座を保有していたことがあるという。

<sup>240</sup> ICBA ウェブサイト (閲覧日:2024年6月7日) <https://www.icba.org/about/open-a-bank-account-remotely>

<sup>241</sup> <https://www.fdic.gov/news/board-matters/2006/nov067memo.pdf>

<sup>242</sup> 連邦預金保険公社(FDIC) ”2021 FDIC National Survey of Unbanked and Underbanked Households” <https://www.fdic.gov/analysis/household-survey/index.html> (閲覧日:2024年6月7日)

unbanked の理由は複数があるが、最も多く指摘されるのが「口座を維持するのに十分なお金を持たない」ことである。unbanked の状態にある世帯の 40.1% がそう答えている。また「口座を維持するのに十分なお金を持たない」ことが主たる理由と回答した世帯は全体の 21.7% と最も多い。

理由として次に多いのが「銀行に個人情報に渡したくない」、「銀行を信用していない」、「口座維持手数料が高すぎる」、「取引手数料が予測不可能である」ことである。

こうしたサーベイ結果をもとに、FDIC では金融包摂の拡大に向けて様々なイニシアティブを実施してきており、中でも重要な施策として「低コストで安全な決済口座へのアクセス」が挙げられる<sup>243</sup>。

## (5) 政策評価と方向性

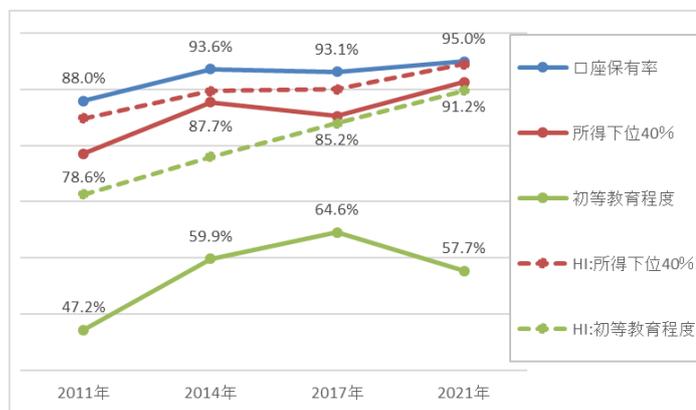
### ① 金融アクセスの改善

世界銀行の統計によると、成人 10 万人あたりの銀行支店数は一貫して高所得国の平均（2009 年 25.2 店、2021 年 17.4 店）を上回っているものの、2009 年に 35.9 店であったのをピークに 2021 年には 28.3 店と減少傾向にある。

銀行口座等の保有状況で見ると、2011 年に成人の口座保有率は 88.0% で、2021 年には 95.0% と改善した。また 2011 年時点で所得下位 40% では 78.6%、初等教育程度では 47.2% しか口座を保有していなかったが、2021 年にはそれぞれ 91.2%、57.7% と大幅に改善した。全体の口座保有率は高所得国の平均（2011 年 88.3%、2017 年 93.7%）と同程度であり、所得下位 40% では高所得国の平均（2011 年 71.3%、2021 年 89.8%）を上回っていた一方、初等教育程度（2011 年 84.8%、2021 年 94.4%）では大きく下回っていた。

以上のようなことから、過去 10 年間に銀行支店数は減少傾向にある中、口座保有率は特に所得下位層、低学歴層で大きく改善しており、銀行サービスに対するアクセスは一定程度改善されたと評価できる。他方、米国における平均および高所得国平均と比較した場合、米国の所得下位層、低学歴層の口座保有率は依然として改善の余地がある。

図表 10: 米国における成人口座保有率の推移（2011・2014・2017・2021 年）



<sup>243</sup> Martin J. Gruenberg (as FDIC chairman) (2017) "Financial Inclusion – Expanding Economic Opportunity, Local Initiatives Support Corporation," Remarks, November 7

(注) 口座保有率:15 歳以上の国民の内、金融機関の口座を保有する者、モバイルマネーサービス等を過去 12 カ月以内に利用した者の割合を示す。

図中の HI は、高所得国(High Income)の略。

(出所) World Bank “The Global Findex Database 2021”(閲覧日:2024 年 6 月 13 日)

## ② 現行の金融包摂政策

FDIC は経済包摂戦略計画 (Economic Inclusion Strategic Plan) において、AEI ネットワークおよび CFEF 等との協力を通じて、銀行口座を持たない消費者へのアプローチを強化している。また、同戦略計画に基づき以下のような金融包摂プログラムを実施している<sup>244</sup>。

- **Money Smart** : FDIC が主導する金融教育プログラム。全ての年齢層で金融知識の普及と金融機関利用スキルの向上を通じて、金融機関利用の際のボトルネックの解消を目指す。
- **Youth Banking Network** : 学齢期の子供に対し、貯蓄口座利用について学習する機会を提供する。FDIC は補完的な教育ツール・リソース開発、カリキュラム強化等に取り組む。
- **Youth Empowerment Resource Center** : 雇用プログラムに参加する若年層のための金融教育および FDIC 保証金融機関への口座開設を促進する。労働省より財政支援を受けている。
- **Alliance for Economic Inclusion (AEI)** : 各地域の金融機関、消費者、地域社会、地方自治体がメンバー。消費者の経済的安定と資産形成に寄与すべく、預金保険対象金融機関における安全・安価かつ持続可能な金融商品を提供を促し、消費者の利用促進を目指す。特に低中所得層、LMI コミュニティ、新興中小企業の支援に注力している。FDIC は全米で 11 の AEI を支援している (2022 年)。
- **Affordable Mortgage Lending Center** : コミュニティ・バンクによる低金利住宅ローン提供促進のために、FDIC は商品・サービス設計のための情報共有、連邦政府および政府系企業が提供する貸付促進のための保証・補助金等に関する情報提供を行う。

財務省は、2023 年 12 月 23 日に、金融包摂に関する国家戦略の策定にあたり、個人を含めた幅広い関係者からの情報提供を求めた<sup>245</sup>。これは、政策、政府プログラム、金融商品・サービス、技術、市場インフラにより金融包摂を高度化させる戦略策定のために行うものである。情報提供の締め切りは、2024 年 2 月 20 日とされている。

## ③ 国家金融包摂戦略

2024 年 10 月に財務省は「**国家金融包摂戦略 (National Strategy for Financial Inclusion)**」を発表した<sup>246</sup>。これは、全てのアメリカ人が安全で手頃な金融サービスを利用できるようにするための戦略である。主な目的は以下の通りである。

- ・ **アクセスの拡大** : 銀行口座やクレジットカードなど、基本的な金融サービスへのアクセスを増加させる。

<sup>244</sup> FDIC, Economic Inclusion ウェブサイト (閲覧日:2024 年 6 月 13 日)

<https://www.fdic.gov/consumers/community/inclusion.html>

<sup>245</sup> <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2012>

<sup>246</sup> [https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2692?utm\\_source=chatgpt.com](https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2692?utm_source=chatgpt.com)

- ・クレジットの提供：低所得者層や信用履歴が不十分な人々にも手の届くクレジットを提供する。
- ・公的給付の効率化：デジタル技術を活用して、社会保障や税還付などの公的給付の受け取りを迅速化する。
- ・金融教育の強化：特に高齢者や障害者、先住民コミュニティなど、金融リテラシーが低い層への教育を推進する。

## (6) 米国の金融教育

2003年に、連邦政府の機関として FLEC (Financial Literacy and Education Commission) が、米国民の金融リテラシーと教育の向上を目的として設立された。これは、Fair and Accurate Credit Transactions Act (FACT 法) の一部である Financial Literacy and Education Improvement Act に基づき設立されたものである<sup>247</sup>。

FLEC は、財務省長官が議長を務め、CFPB 長官が副議長を務めるほか、24 の連邦機関とホワイトハウス国内政策委員会が参加している。これらの機関は、金融教育の戦略的方向性を定め、教育、実践、研究、教育、実践、研究、調整を通じて、すべての米国市民が情報に基づいた金融意思決定を行えるよう支援している。

FLEC の主な活動は以下のとおりである<sup>248</sup>。

- ・ MyMoney.gov の運営：連邦政府の公式金融教育ウェブサイトで、予算編成、貯蓄、投資、ローン、退職準備など、個人の金融管理に関するリソースを提供している。
- ・ SAFE レポートの発行：毎年、Strategy for Assuring Financial Empowerment (SAF) レポートを発行し、FLEC の活動状況や進捗を議会に報告している。
- ・ 国家戦略の策定と更新：National Strategy to Promote Financial Literacy and Education を策定し、全米規模での金融教育の標準化と質の向上を目指している。

FLEC は、デジタル金融技術の進展や気候変動などの新たな課題に対応するため、教育コンテンツの更新や新たな戦略の策定を進めている。特に、デジタル資産や詐欺対策に関する教育を強化し、マイノリティ層や司法制度に関与した個人などへの支援を拡充している<sup>249</sup>。

以上のとおり FLEC は、米国民の金融知識と意思決定能力を向上させ、経済的自立を支援するための重要な役割を果たしており、今後も、連邦政府、州、地域、民間セクターが連携し、持続可能な金融教育の提供を目指していくことが期待されている。

<sup>247</sup> [https://www.law.cornell.edu/uscode/text/20/9702?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.law.cornell.edu/uscode/text/20/9702?utm_source=chatgpt.com)

<sup>248</sup> [https://www.mymoney.gov/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.mymoney.gov/?utm_source=chatgpt.com)

<sup>249</sup> [https://www.mymoney.gov/system/files/2024-12/Fiscal-Year-2023-2024-Financial-Literacy-and-Education-Commission-Annual-Report-to-Congress.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.mymoney.gov/system/files/2024-12/Fiscal-Year-2023-2024-Financial-Literacy-and-Education-Commission-Annual-Report-to-Congress.pdf?utm_source=chatgpt.com)

### 3. その他

#### (1) 顧客データを活用したビジネス動向

米国におけるデータの利活用は、Apple 社や Google 社に代表される多国籍テクノロジー企業が主導してきた<sup>250</sup>。連邦政府としては包括的に規制せず、民間事業者の自主的なガバナンスに委ねることで競争を促してきた。多国籍テクノロジー企業は、欧州一般データ保護規則への対応をはじめとして、米国以外の事業拠点における法令順守・規制対応を通じ、個人データを収集、使用、共有する方法について模索してきた。並行して、テクノロジー企業の拠点を多く擁するカリフォルニア州では、個人情報保護に向けた制度整備が進められてきた。カリフォルニア州における個人情報やプライバシー保護の動きは、バージニア州、コロラド州、ニューヨーク州、イリノイ州における関連法・規制の成立にも影響を及ぼしている<sup>251</sup>。

リテール金融機関の内、JP モルガン・チェースでは、リテール・バンキング事業とウェルス・マネジメントにおいて、顧客の財務健全性の改善と確保を目的としたデータ、分析、機械学習、AI 等に継続的に投資し、データとアナリティクスを活用して顧客体験の改善を図ってきた<sup>252</sup>。その結果として、オンラインバンキングの利用顧客 6,300 万人を達成している。同社の 2022 年のアニュアルレポートにおいても、戦略的優先事項の 1 つとしてデータとテクノロジーを活用した顧客価値創出に注力することが発表された。

またバンク・オブ・アメリカでは、2022 年にシンクタンク「Bank of America Institute (バンク・オブ・アメリカ研究所)」を設立し、経済、ESG、グローバルな変革について、同行および世界各地のデータや分析、独創的な情報提供を目指している<sup>253</sup>。具体的には 6,700 万人の個人・中小企業顧客、5,400 万人のデジタル・ユーザー、2021 年の総支払額 380 億ドル、リテール部門およびアセットマネジメント部門の預金総額 14 億ドルといった同行のデータセットを活用し、独自の経済分析を実施して公表している。

#### (2) 高齢化対策（高齢者向けの新たな商品・サービスの動向を含む。）

米国における 2023 年の高齢者人口は約 5,788 万人、人口に占める高齢者の割合は 17.5%と推計されている<sup>254</sup>。ABA 財団の 2021 年の調査によれば、1965 年以前に生まれた世代が米国の預金残高の 65%を保有している<sup>255</sup>。米国の高齢化は、移民受け入れ等の影響により、他の先進国と比べて緩やかに進んできたが、2030 年にはベビーブーマー世代が全て 65 歳以上となり、高齢化率は 21%を上回ると推計されている<sup>256</sup>。

<sup>250</sup> 内閣府「「プラットフォームへのデータ取扱いルール実装の標準的なプロセスを検討するための調査研究」報告資料」P.131-135

<sup>251</sup> 経済産業省「データの越境移転に関する研究会 報告書」（2022 年 2 月 28 日）P.21

<sup>252</sup> Forbes, “Executive Leadership Drives JPMorgan Chase’s Delivery Of Customer And Business Value From Data Investments”（閲覧日：2023 年 9 月 25 日）

<https://www.forbes.com/sites/randybean/2022/08/17/executive-leadership-drives-jpmorgan-chases-delivery-of-customer-and-business-value-from-data-investments/?sh=2be9c4636663>

<sup>253</sup> Bank of America, 2022 年 6 月 6 日付プレスリリース（閲覧日：2023 年 9 月 25 日）

<sup>254</sup> <https://www.census.gov/data/tables/2023/demo/age-and-sex/2023-age-sex-composition.html>（閲覧日：2024 年 6 月 13 日）

<sup>255</sup> ABA Foundation “2021 Older Americans Benchmarking Report: Findings from a Survey of Banks”

<https://www.aba.com/news-research/analysis-guides/older-americans-benchmarking-report>（閲覧日：2023 年 9 月 25 日）

<sup>256</sup> U.S. Census Bureau, Demographic Turning Points for the United States: Population Projections for 2020 to 2060. Issued

CFPB の実態調査によれば、高齢者をターゲットとした金融詐欺事件が増加しており、把握されている被害額は数万ドルから数十万ドルに及び、また金銭的被害の回収は限定的であるとされた<sup>257</sup>。こうした状況を受けて、2022 年 10 月より FDIC の金融教育プログラムである Money Smart の一環として、CFPB と共同し、Money Smart for Older Adults Program<sup>258</sup>を開始した。同プログラムでは、高齢者本人とその介護者を対象とし、高齢者の金融詐欺被害の防止や、十分な事前情報に基づく高齢者自身の意思決定を支援するための教材を提供している。

先述の ABA 財団の調査では、銀行の高齢者向け教育や不正行為への対応、高齢顧客保護のための従業員訓練などについて、112 の銀行から情報収集している。調査対象の銀行のうち 60%が高齢顧客にとって有利な条件の商品（手数料無料の当座預金口座、その他手数料の免除、最低残高なしなど）を提供しており、特に資産が 10 億ドル未満の銀行でそのような商品を提供する傾向がある。また、99%が顧客サービス担当者に高齢者の経済的搾取について発見・報告するトレーニングを提供している。銀行が高齢者の金融詐欺を疑う場合に、不信行為報告書（SAR）を提出し、口座のフラグ立て、口座閉鎖もしくは成人保護サービス（APS）に報告すると答えた銀行が 93%だった。

民間金融機関も独自にさまざまな高齢者保護策を講じている。バンク・オブ・オメリカの例を取り上げると、同行では高齢者の資産が不正に使用されることを防止するために各種施策を実施している。その中には、口座を定期的に監視し異常な取引が行われていないかチェック、信頼できる人との間の共同口座の開設、生体認証の導入等がある<sup>259</sup>。

また、CFPB の HP では、高齢者を詐欺や金融搾取から保護するための具体的な方法がテーマごとにまとめられている<sup>260</sup>。例えば、「あなたのお金を守るために信頼できる人をコンタクトパーソンとする」、「能力低下や病気に備える」等のテーマで具体的な対策について詳細に説明している。

2024 年 12 月 4 日付で、CFPB を含む複数の連邦金融規制機関が共同で“Interagency Statement on Elder Financial Exploitation”をいう声明を発表した<sup>261</sup>。この中で、金融機関向けに「高齢者金融搾取（elder financial exploitation）」を防ぐためのリスク管理・実務上の例を提示しています。ポイントは以下のとおり。

- ・「高齢者の資金・資源が権限のない受益者のために利用されること」が、高齢者金融搾取と定義されている。
- ・銀行等が採るべき例示的な実務として、従業員研修、信頼できる連絡先の指定、異常取引の保留・遅延、金融記録の提供などが挙げられている。
- ・この声明は既存のガイダンスを置き換えるものではなく、新たな義務・監督期待を設けるものでもないと明記されている。

---

March 2018, Revised February 2020（閲覧日：2024 年 6 月 13 日）

<sup>257</sup> CONSUMER FINANCIAL PROTECTION BUREAU, “Recovering from Elder Financial Exploitation: A framework for policy and research” SEPTEMBER 2022（閲覧日：2024 年 6 月 13 日）

<sup>258</sup> FDIC, “Money Smart for Older Adults”（閲覧日：2024 年 6 月 13 日）

<https://www.fdic.gov/resources/consumers/money-smart/teach-money-smart/money-smart-for-older-adults.html>

<sup>259</sup> <https://www.bankofamerica.com/signature-services/elder-financial-services/>

<sup>260</sup> <https://www.consumerfinance.gov/consumer-tools/educator-tools/resources-for-older-adults/protecting-against-fraud/>

<sup>261</sup> [https://www.consumerfinance.gov/about-us/newsroom/agencies-issue-statement-on-elder-financial-exploitation/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.consumerfinance.gov/about-us/newsroom/agencies-issue-statement-on-elder-financial-exploitation/?utm_source=chatgpt.com)

## 第5章 参考

### 1. リテール拠点における感染症対策

米国疾病予防管理センターでは、新型コロナウイルス感染症のリスク、予防法、感染時の対処法について、**2022年8月**に従来のガイダンスを簡素化したものを公表した<sup>262</sup>。米国では州や自治体の感染状況に応じた対策が講じられるよう、連邦政府から権限が委ねられている<sup>263</sup>。例えば、ニューヨーク市の場合、**2021年12月**に市内の全ての企業**18万社**以上に対して、従業員の新型コロナウイルスのワクチン接種義務が課されたが、**2022年11月**には接種義務を終了し、企業は自主的に対策を決定できるようになった<sup>264</sup>。

リテール金融機関の事例として、JP モルガン・チェースでは、ウェブサイト上で支店における感染症対策として、アクリル板の設置と従業員のフェイスカバー着用、店内やツールの消毒と利用者への手指消毒剤の提供を行っているとしている。また CDC のガイダンスに従い、来店予定者に対し、体調不良時の来店自粛、マスクの着用、社会的距離の維持等を求めている<sup>265</sup>。

バンク・オブ・アメリカでも、ウェブサイト上で感染症対策の一環として、一部支店の閉鎖・営業時間短縮、利用者に対する来店時のマスク着用推奨、オンラインバンキングやモバイルバンキングアプリの利用推奨などを提示している<sup>266</sup>。

---

<sup>262</sup> JETRO, 「ビジネス短信：米 CDC、新型コロナガイダンスを更新、濃厚接触者には自己隔離よりも**10日**間のマスク着用を推奨」**2022年8月15日**

<sup>263</sup> CDC ウェブサイト <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html> (閲覧日：2023年9月25日)

<sup>264</sup> JETRO, 「ビジネス短信：米 NY 市、民間企業の新型コロナワクチン接種義務終了、NY 州は中小企業の税額控除受け付け開始」**2022年11月4日**

<sup>265</sup> Chase ウェブサイト (閲覧日：2023年1月10日)

<sup>266</sup> Bank of America ウェブサイト (閲覧日：2023年1月10日)

## < 出所資料一覧 >

### 【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ 日本国外務省ウェブサイト
- ・ 日本銀行ウェブサイト
- ・ 郵政民営化委員会
- ・ **International Monetary Fund**

### 【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ ホワイトハウス
- ・ 連邦準備制度理事会 (FRB)
- ・ 信用組合全国協会 (CUNA)
- ・ 連邦預金保険公社 (FDIC)
- ・ 全国信用組合管理庁 (NCUA)
- ・ 米国財務省
- ・ 米国消費者金融保護局 (CFPB)
- ・ 米国通貨監督庁 (OCC)
- ・ 米国郵便事業庁 (USPS) 監察総監室 (OIG)
- ・ 米国内国歳入庁 (IRS)
- ・ 米国連邦議会
- ・ 米国議会調査サービス (CRS)

### 【論文・雑誌・業界紙等】

- ・ アクセンチュア「フィンテック、発展する市場環境：日本市場への示唆」(2016年6月)
- ・ 岩園智明「米国における包括的金融規制改革法の全体像」『証券経済研究 第84号』(2013年12月)
- ・ 議会調査サービス「Who Regulates Whom? An Overview of the U.S. Financial Regulatory Framework」(2017年8月17日)
- ・ 吉川満「適用が開始されたドッド・フランク法」大和総研『大和総研調査季報』(2011年新春号)
- ・ 高木仁 [研究ノート] アメリカ合衆国の信用組合 (I) (1988年)、『明大商学論叢』第71巻第1号 (1988年7月)
- ・ 小立敬「米国におけるバーゼルⅢ最終規則とレバレッジ規制に関する新たな提案」野村資本市場研究所『野村資本市場クォーターリー』(2013年夏号)
- ・ 中本悟(2013)「アメリカにおける低所得コミュニティの開発と金融」立命館大学経済学会、61(5), pp.770 - 779, 2013-01
- ・ 農林中金総合研究所「米国における住宅ローン貸出市場の変化と将来像～住宅金融の担い手はどのように変化してきたか～」金融市場 2002年11月号(2002年)
- ・ 八山幸司「米国におけるフィンテックに関する取り組みの現状」(日本貿易振興機構 JETRO、調査レポート、2016年2月)
- ・ 淵田康之(2016)「Fintech の規制と振興－米国のスタンス」野村資本市場クォーターリー、2016 Autumn
- ・ 林宏美「米国における包括的な金融制度改革法の成立」野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』(2000年冬号)
- ・ 澤井豊、米井道代「ドッド＝フランク法による新たな破綻処理制度」預金保険機構『預金保険研究』(2013年5月)
- ・ BIS(2017) "Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries - Figures for 2016," CPMI Papers, No 172, December 15:

- Factcheck.org “Federal Reserve Bank Ownership” (2008 年)
- Innovate Finance “2017 VC Fintech Investment Landscape, February 2017” (2018 年 2 月)
- Insurance Information Institute “Insurance Industry at a Glance” (2011 年)
- Martin J. Gruenberg (as FDIC chairman) (2017) "Financial Inclusion - Expanding Economic Opportunity, Local Initiatives Support Corporation," Remarks, November 7
- McKinsey “The Fight for Customer, Annual Global Banking Review 2015”
- Peter S. Rose and Silvia C. Hudgins, “An Overview of the Changing Financial Services Sector” *Bank Management & Financial Services: Ninth Edition*
- PricewaterhouseCoopers “A regulatory guide for foreign banks in the United States 2007-2008 edition” (2007 年)
- PwC “Blurred lines: How FinTech is shaping Financial Services Global FinTech Report March 2016”
- The Economist “Why America’s post office should be privatised” (2018 年 4 月 19 日号)
- The Wall Street Journal “Banks Plan New Fees for Using Debit Cards”、 “Heavy is the Head that Wears The Crown”
- Time Magazine “Can Microfinance Make It in America?” (2009 年)